

全国児童健全育成事務担当者会議資料

平成19年3月20日（火）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

全国児童健全育成事務担当者会議

《目 次》

【放課後子どもプラン関係】

1. 「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】 1
2. 「放課後子どもプラン」の推進について」（平成19年3月14日付18文科生第531号・雇児発第0314003号文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） 2
3. 「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について」（平成19年3月14日付18文科生第532号・雇児発第0314004号文部科学省生涯学習施策局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） 7
4. 「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（案）
（平成19年※月※※日付文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） 10
5. 「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」（案）
（平成19年※月※※日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官通知） 26
6. 「放課後子どもプラン」疑義回答 （別冊）
7. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況について
（調査依頼）（平成19年3月20日付事務連絡） 92

【児童厚生施設等整備費関係】

8. (1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について…………… 99
9. (2) 中核市への大都市特例の適用について…………… 99
10. 「平成19年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について」
(平成19年3月14日雇児育発第0314003号厚生労働省雇用均等・
児童家庭局育成環境課長通知) …………… 100

【児童環境づくり基盤整備事業関係】

11. (1) 民間児童館活動事業等の中核市への大都市特例の適用について…………… 124
12. (2) 児童育成事業推進等対策事業について…………… 124
13. (3) 地域子育て支援拠点施設事業の実施について…………… 124
14. 「平成19年度児童環境づくり基盤整備事業実施要綱」(案) …………… 127
15. 「平成19年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」(案) …………… 140
16. 「平成19年度児童環境づくり基盤整備事業(児童育成事業推進等対策事業)
の協議等について」…………… (別冊)

【児童委員・主任児童委員関係】

17. 「児童委員・主任児童委員に対する活動に必要な情報提供について」
(平成19年3月2日付事務連絡) …………… 206

【放課後子どもプラン関係】

「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】

趣旨・目的

- 各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進

1. 「放課後子どもプラン」の定義

- 市町村が策定する「事業計画」と同計画に基づく「放課後対策事業」(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業)の総称

2. 実施主体

- 事業計画の策定主体:市町村
- 事業の実施主体:市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人他

3. 事業経費

- 国において、二つの事業を「放課後子どもプラン推進事業」(仮称)として、交付要綱等を一本化し、都道府県・指定都市・中核市に交付
- 都道府県においても、国に準じて交付要綱等を一本化し、国・市町村との事務手続を基本的に教育委員会が一括して処理

4. 事業計画の策定

- 市町村は、教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、21年度までの「放課後子どもプラン推進事業」(仮称)の小学校区単位の実施計画等を盛り込んだ事業計画策定に努めることとする。
- また、本事業計画が、次世代育成支援行動計画の内容を前倒して実施するもの等であっても、行動計画の変更は必ずしも必要としない。

7. 市町村における事業の実施

- 余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を基本とし、体育館、保健室等の学校諸施設の弾力的な活用に努めることとするが、現に公民館や児童館など小学校外で事業を実施している、余裕教室が無いなどの場合に、地域の実情に応じて小学校外で実施しても差し支えない。
- 各小学校区毎に、学校や関係機関・団体等との連絡調整、活動プログラムの企画・策定等を行うコーディネーターを配置
- 学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供や、放課後児童クラブ対象児童に対する現行水準と同様のサービス(適切な指導員の配置、専用のスペースの確保等)の提供

5. 都道府県の体制、役割等

- 都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下の支援を実施
 - ・ 行政、学校、社会教育、福祉の各関係者及び学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、プランの実施方針、指導者研修の企画、事後検証・評価等、域内におけるプランの総合的な在り方を検討
 - ・ コーディネーター、安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修の合同開催
 - ・ 基本的に教育委員会が主管部局となるが、都道府県の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
 - ・ 主管部局は、推進委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

6. 市町村の体制、役割等

- 市町村は、行政、学校、放課後児童クラブ、社会教育、児童福祉、PTAの各関係者及び地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、事業計画、活動プログラムの企画、事後検証・評価等を検討
- 基本的に教育委員会が主管部局となるが、市町村の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- 主管部局は、運営委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

18文科生第531号
雇児発第0314003号
平成19年3月14日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各 指 定 都 市 市 長 殿
各指定都市教育委員会教育長
各 中 核 市 市 長
各中核市教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「放課後子どもプラン」の推進について

放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、平成19年度から、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設することとし、その必要経費を平成19年度予算（案）に計上しております。

つきましては、別紙のとおり「放課後子どもプラン」の基本的な考え方を定めたので、平成19年度からの効果的かつ円滑な実施にご配慮いただくとともに、管内・域内市町村、市町村教育委員会に対して周知徹底いただきますようお願いいたします。

(別 紙)

「放課後子どもプラン」の基本的な考え方

1. 目 的

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省が実施予定の「放課後子ども教室推進事業」（以下「放課後子ども教室」という。）及び厚生労働省が実施する「放課後児童健全育成事業」（以下「放課後児童クラブ」という。）を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）（以下「放課後子どもプラン」という。）を推進する。

2. 定 義

「放課後子どもプラン」は、市町村が策定する「事業計画」（後述）と同計画に基づく「放課後対策事業」を総称する概念である。この放課後対策事業は、市町村が実施する「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」で構成される。

3. 実施主体

「放課後子どもプラン」の事業計画の策定主体は、市町村とするが、同計画に基づく放課後対策事業の実施については、市町村、社会福祉法人、その他の者が行うものとする。

4. 事業経費

- (1) 国において、「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の両事業を「放課後子どもプラン推進事業」（仮称）として、補助金交付要綱等を一本化し、都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）に交付する。
- (2) 都道府県においては、(1) に準じて一つの補助金交付要綱を作成し、市町村（指定都市及び中核市を除く。）からの申請の受付、補助金の交付等を教育委員会が一括して事務処理を行うことが望ましい。

5. 事業計画の策定

(1) 事業計画の策定

各市町村においては、域内の全小学校区において「放課後子どもプラン」の実施を図るため、その事業計画（例：〇〇市放課後子どもプラン）の策定に努めることとし、事業計画には、おおむね以下の事項を盛り込むものとする。

① 市町村全体として盛り込む事項

- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策について
- ・当該市町村における放課後対策事業の運営委員会の設置について

② 小学校区毎に盛り込む事項

- ・放課後対策事業の利用者数の見込みについて
- ・平成21年度までの放課後対策事業の実施計画について
- ・現に児童館や公民館などの小学校外で実施している取組と小学校内で実施している取組との具体的な連携方策について

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村（都道府県）行動計画との関係

市町村（都道府県）においては、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、平成21年度までの市町村（都道府県）行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しているが、事業計画の内容が、行動計画を前倒して実施するものであったり、行動計画を上回るものであったりすることも考えられる。この場合、行動計画の変更は必ずしも必要としないこととし、放課後対策事業は、事業計画に基づき実施するものとする。

なお、平成21年度までの行動計画において、既に小学校区毎の放課後対策事業の実施が位置付けられている場合は、それに基づいて事業計画を策定するものとする。

6. 都道府県等の体制及び役割等

都道府県等においては、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下のような支援を実施するものとする。

- (1) 「放課後子どもプラン」の実施に当たって、域内全体で子どもの健全育成を支援するという観点から、各都道府県等に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者（小学校の校長又は教頭等の代表）、社会教育関係者（PTAや青少年関係団体等の代表）、福祉関係者、学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図る。
- (2) 上記「推進委員会」においては、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等、域内における放課後対策の総合的な在り方を検討する。
- (3) 都道府県等においては、域内の各市町村が実施する放課後対策事業に関わるコーディネーターや安全管理員、放課後児童指導員等の放課後対策事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修を合同で開催する。
- (4) 都道府県等においては、基本的に教育委員会が主管部局となり、福祉部局と連携しつつ、「放課後子どもプラン」を推進することとする。なお、都道府県等の実情に応じて、福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- (5) 都道府県等の主管部局は、推進委員会の事務局、研修会の開催、国への補助金申請事務等の業務を行うが、その実施に当たっては、福祉部局（又は教育委員会）と事前の調整等、緊密な連携を図る。

7. 市町村の体制及び役割等

市町村においては、事業計画を策定し、小学校区毎の円滑な放課後対策事業を実施するものとする。

- (1) 「放課後子どもプラン」の実施に当たって、効果的な放課後対策事業運営を検討する観点から、各市町村に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者（小

学校の校長又は教頭等の代表)、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者、地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図る。

- (2) 上記「運営委員会」においては、事業計画、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等を検討する。
- (3) 市町村においては、基本的に教育委員会が主管部局になり、福祉部局と連携しつつ、「放課後子どもプラン」を推進することとする。なお、市町村の実情に応じて、福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- (4) 市町村の主管部局は、運営委員会の事務局、事業計画の策定、都道府県への補助金の交付申請事務、放課後対策事業の実施等の業務を行うが、その実施に当たっては、福祉部局（又は教育委員会）と事前の調整等、緊密な連携を図る。

8. 市町村における放課後対策事業の実施（教育委員会と福祉部局との連携等）

(1) 小学校内における実施等

① 「放課後子どもプラン」は小学校内で行うことを基本とし、このため、事業計画の策定に当たっては、できる限り余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を考慮するものとする。

また、校庭、体育館、図書室、保健室の使用など、学校諸施設の弾力的な運用を図られたい。

② なお、現に公民館や児童館など小学校外で放課後対策事業を行っている場合であって、特段の支障が生じていない場合に引き続き当該施設で実施することや、余裕教室が無い等の理由により、新たに小学校外で実施することも差し支えないものとする。

③ 子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、学校関係者と放課後対策事業関係者との間で迅速な情報交換を行うなど、十分な連携に努めるものとする。

(2) コーディネーターの配置

各小学校区毎に、放課後対策事業の総合的な調整役として、コーディネーターを配置し、放課後対策事業の円滑な実施を図るための調整を行うものとする。

また、コーディネーターは、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡調整、ボランティア等の地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画・策定等を行うものとする。

(3) 様々な活動機会の提供

「放課後子ども教室」の中では、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供を推進するものとする。その際には、「放課後児童クラブ」の対象児童に対しても、その機会が提供できるようにコーディネーターをはじめ、放課後対策事業関係者の間において、十分な調整に努めるものとする。

(4) 「放課後児童クラブ」の対象児童に対する配慮

「放課後子どもプラン」を実施するに当たって、「放課後児童クラブ」の対象児童

に対しては、現行水準と同様のサービスを提供し、サービスの質の向上及び適正な運営の確保を図るものとする。

＜サービスの内容（案）＞

- ・適切な指導員の配置
- ・専用のスペースの確保
- ・保護者の就労状況を考慮した開設日数、開所時間の確保（原則として授業日及び長期休業日等（年間250日以上）は開所。授業日は3時間以上、長期休暇時は8時間以上開所（概ね18時まで）すること）
- ・出欠確認をはじめとする子どもの安全確認の実施
- ・家庭との日常的な連絡、情報交換等の実施 等

18文科生第532号
雇児発第0314004号
平成19年3月14日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長 殿
各指定都市教育委員会教育長
各中核市市長
各中核市教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について

子どもを取り巻く環境の変化や、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、平成19年度から、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設することとし、その必要経費を平成19年度予算案に計上しているところです。

「放課後子どもプラン」は、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、文部科学省が実施予定の「放課後子ども教室推進事業」（すべての子どもを対象として、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動等を行う取組。以下「放課後子ども教室」という。）と、厚生労働省が実施する「放課後児童健全育成事業」（保護者が労働等により昼間家庭にいないおおむね10歳未満の児童に適切な遊び及び生活の場を提供する取組。以下「放課後児童クラブ」という。）を一体的あるいは連携して実施するものです。

また、先般とりまとめられた、教育再生会議第一次報告においても、教育再生実現のため「社会総がかり」での全国的な参画が必要であるとの観点から、「放課後子どもプラン」の全国展開が提言されています。（別紙参照）

貴職におかれましては、このような趣旨をご理解いただき、平成19年度からの同プランの円滑な実施が図られるよう、下記の点についてご配慮いただくとともに、管内・域内の市町村、市町村教育委員会及び公立小学校長に対してご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 教育委員会と福祉部局の連携について

「放課後子どもプラン」の実施に当たっては、「放課後子どもプラン」の推進について」（平成19年3月14日付18文科生第531号・雇児発第0314003号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に基づき、教育委員会と福祉部局とが緊密に連携を図られたい。

また、子どもが参加しやすい多様な活動機会の提供、事業の指導者やボランティアの確保及び養成、社会教育・子育て支援団体等関係団体との連携などについて両事業間で十分な調整を図り、効果的・効率的な実施に努められたい。

2 学校との連携・協力について

「放課後子どもプラン」の実施に当たっては、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに対応できるよう、学校関係者と事業管理者等との間で迅速な情報交換・情報共有を行うなど、事業が円滑に進むように十分な連携・協力を図られたい。

なお、学校諸施設を使用する際にも、両事業は学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、事業の管理運営は、実施主体である市町村等が責任をもって行うこととなるので留意されたい。

また、障害児や虐待、いじめを受けた子どもなど、特に配慮を必要とする子どもの利用に当たっては、当該子どもの状況等を学校関係者と事業管理者等との間で相互に把握し合い、関係機関とも連携するなど適切に対応されたい。

3 余裕教室をはじめとする学校諸施設の利用促進について

余裕教室をはじめとする学校諸施設の活用については、既に「「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の連携及び両事業の推進に当たっての学校との連携について」（平成18年2月10日文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）によりお願いをしているが、「放課後子どもプラン」は、小学校内での実施を基本としていることから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室の利用や小学校敷地内での円滑な事業の実施が図られるよう、以下についてより一層留意されたい。

(1) 学校諸施設の弾力的な運用

「放課後子どもプラン」の実施に際しては、子どもの多様な活動等に有効な施設（図書室、視聴覚室のほか、怪我等が発生した場合の保健室や雨天時の体育館等を含む。）について、その弾力的な運用を図られたい。

また、「放課後子どもプラン」に参加する子どもがおおむね当該学校の子どもであることを考慮し、余裕教室が生じている場合には、既存施設の有効活用の観点からも、積極的に「放課後子どもプラン」の実施場所として活用されたい。

さらに、長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の使用についても、子どものニーズを十分考慮し、柔軟に対応されたい。

(2) 国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続について

国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条の規定により、所管大臣の承認を経る財産処分手続が必要であるが、公立学校施設の財産処分手続においては、一定の要件を満たせば文部科学大臣への報告だけで手続きが済むよう簡素な取扱いとしているところであるので留意されたい。

なお、「放課後子どもプラン」実施に際して国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合でも、放課後や学校の授業日以外の時間帯を利用する等により学校施設の転用を伴わない場合は、財産処分手続は不要である。

(案)

※※文科生第※※号
雇児発第※※※※号
平成19年※月※日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

文部科学省生涯学習政策局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

放課後子どもプラン推進事業の実施について

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

放課後子どもプラン推進事業実施要綱

1 目 的

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。

2 事業の内容

この要綱において、次の事業を放課後子どもプラン推進事業とする。

(1) 放課後子ども教室推進事業等（内容については、別添1のとおり）

- I 放課後子ども教室推進事業
- II 放課後子ども教室備品整備事業
- III 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業

(2) 放課後児童健全育成事業等（内容については、別添2のとおり）

- I 放課後児童健全育成事業
- II 放課後児童子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）
- III 放課後児童クラブ支援事業
- IV 放課後児童指導員等資質向上事業

3 事業の実施方法等

各事業の実施については、別添1及び2に定めるところによるものとする。

別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱

I 放課後子ども教室推進事業

1 趣 旨

全国の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は市町村（特別区を含む。以下同じ。）等とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

3 対象とする子どもの範囲

本事業の子どもの範囲は地域の子ども全般を対象としているものであり、幼児、児童生徒の一部のみを対象とするものではないが、主な対象は小学生である。

4 運 営

本事業の運営は、次により実施するものとする。

(1) 放課後子ども教室の実施

- ① 本事業の実施に当たっては、子どもたちの安全管理を図る者（以下「安全管理員」という。）、を配置することとし、その選任に当たっては、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者が望ましいこと。
- ② 本事業の実施に当たっては、学ぶ意欲がある子どもたちに対して、学習機会を提供する取組の充実を図る者（以下「学習アドバイザー」という。）を配置することとし、その選任に当たっては、地域のニーズに配慮しつつ、学習の内容に応じて、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者が望ましいこと。
具体的には、教職を目指す大学生や退職教員、社会教育団体関係者、民間教育事業関係者等、地域で活躍している様々な分野の方々が考えられる。
- ③ 本事業は、基本的に、小学校施設（教室や余裕教室、校庭、体育館等）を活用して実施すること。
なお、地域の実情に応じて、公民館等の社会教育施設、児童館等、安全・安心して多様な活動が可能な場所で実施できるものとする。
- ④ 本事業は、概ね年間を通じて、放課後や週末、長期休業日に継続的に実施することとするが、地域の実情や活動内容及び従来の活動実績を踏まえ、実施主体が判断するものとする。
- ⑤ 本事業の実施に当たっては、より多くの地域の方々の参画（無償ボランティアを含む。）を得て実施することにより、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりに

努めるものとする。

- ⑥ 本事業の子どもの参加人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとする。

ただし、居住の別や国公立の学校種別等の制限を設けることなく、地域の実情に応じて、できる限り多くの子どもたちが参加できるよう配慮すること。

- ⑦ 本事業の実施に当たっては、障害を有する子どもたちに対しても、放課後や週末等における活動の場として活用されることが望ましいことから、障害を有する子どもたちが本事業に参加する場合は、個々の状況に配慮した活動を行うために、人的体制の確保等の適切な措置を必要に応じて講ずること。
- ⑧ 本事業を円滑に実施をする観点から、都道府県、指定都市及び中核市が実施する安全管理員、学習アドバイザー等を対象とした研修への積極的な参加に努めること。

(2) 運営委員会の設置

- ① 市町村は（指定都市、中核市を除く。）は、域内の放課後子ども教室推進事業及び児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（以下「放課後対策事業」という。）の運営方法等を検討する運営委員会を設置すること。
- ② 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等について検討すること。
- ③ 運営委員の選定にあたっては、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者及び域内の地域住民等の方々を、各地域の実情に応じて適宜選定すること。
- ④ 運営委員会の開催については、年間を通じて時期の偏りがないよう定期的に行うことに努めること。

(3) コーディネーターの配置

- ① 市町村は、各小学校区毎に、放課後対策事業の総合的な調整役を担う者（以下「コーディネーター」という。）を配置することとし、その選任に当たっては、各地域の中心的な役割を担い、学校関係者、放課後子ども教室・放課後児童クラブ関係者、地域の団体、保護者等と良好な関係を保ち、定期的に連絡調整を行うことが可能な、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者が望ましいこと。

具体的には、生涯学習インストラクターや民生委員・児童委員等地域に根ざした活動をされている方などが想定される。

- ② コーディネーターは、本事業と放課後児童クラブとの連携についての調整を図ることのほか、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡調整、ボランティア等地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画等を行うこと。

(4) 共通事項

- ① 市町村は、基本的に教育委員会（学校教育や学校安全主管課を含む。）が主導

して、福祉部局との連携を図り、学校、PTA、自治会など地域全体の協力を得て、本事業の実施に当たるものとする。

- ② 市町村は、総合的な放課後対策事業を推進する観点から、放課後児童クラブと一体的あるいは連携して、域内の子どもたちの放課後子ども教室推進事業への参加促進に努めること。

5 事業の内容

本事業においては、次の内容・機能を有するものとする。

- (1) 放課後や週末等における地域の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）の確保
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て、子どもたちに、様々な体験・交流・学習活動の機会を提供
- (3) 様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養
- (4) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実
- (5) その他子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

6 留意事項

本事業の実施主体は、政治的又は宗教上の組織に属さないものであること。

7 費用

- (1) 国は、上記2～6の要件を満たした次の事業に対して補助するものとする。

- ① 市町村（指定都市、中核市を除く。）が実施する事業又は委託して実施する事業に対して、都道府県が補助する事業
- ② 指定都市、中核市及び都道府県が直接実施する事業又は委託して実施する事業

- (2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上すること。

- ① 放課後子ども教室運営費

- ・ 安全管理員、学習アドバイザーの配置人数については、国の予算積算を参考に、各地域の放課後子ども教室の実情（開催日数や参加人数等）に応じて、真に必要な人数を配置すること。
- ・ 安全管理員、学習アドバイザーの謝金単価については、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。
ただし、それぞれの1人1時間あたりの謝金単価は、安全管理員720円、学習アドバイザー1,080円までを上限として積算するものとする。
なお、特別な催し物を実施するための講師等の謝金単価設定については、経常的に行われないものと解し、この金額に依らなくても差し支えない。
- ・ 謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、教材費、事業関係者の保険料、消耗品費等が考えられるが、国の予算積算を参考に、各地域の実情に応じた教室の運営に必要な経費を適宜積算すること。

ただし、おやつ等の飲食物代や、子どもたちの実費相当の保険料・材料費代は除く。

- ・ 4 (1) ④に基づき、放課後子ども教室の開設日数について、最低実施日数の考え方はとらないものとする。

② 運営委員会経費

- ・ 運営委員会の経費については、委員等謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の実情に応じて、必要な経費を適宜積算すること。

ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

③ コーディネーター経費

- ・ コーディネーターの配置人数については、国の予算積算を参考に、各地方公共団体（小学校区数の多寡等）の実情に応じて、真に必要な人数を配置すること。
- ・ コーディネーターの謝金単価については、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。

ただし、1人1時間あたりの謝金単価は、1,440円までを上限として積算すること。

II 放課後子ども教室備品整備事業

1 趣 旨

放課後子ども教室を実施する場合において、余裕教室等の施設を放課後子ども教室用のスペースに整備するため、必要な備品を設置し、放課後子ども教室運営の円滑かつ速やかな実施を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業の対象

Iに基づく放課後子ども教室推進事業を新たに実施するための施設に必要な、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入）を行う事業。

4 対象事業の制限

- (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。
- (2) 改修を伴う設備の整備は、本事業の対象とはならないこと。
- (3) 本事業は、1放課後子ども教室につき1回限りとすること。

5 費 用

- (1) 国は上記2～4の要件を満たした次の事業に対して補助するものとする。
 - ① 市町村（指定都市、中核市を除く。）が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ② 指定都市、中核市及び都道府県が実施する事業
- (2) 本事業の事業費を積算する際は、以下に基づき事業費を計上すること。
 - ① 具体的な備品については、以下のようなものが考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて、放課後子ども教室を実施するスペースの整備に必要な備品を適宜積算すること。
 - ② 1放課後子ども教室あたりの単価については、国の予算積算を参考に、各地域の放課後子ども教室の実情（開催日数や参加人数等）に応じて、計上して差し支えない。

【開設備品の例】

カーペット、ロッカー、保管庫（事務資料用）、ノートパソコン、プリンター、テレビ、エアコン（取付費含む）、折りたたみ座卓、事務用机・椅子、冷蔵庫、スポーツ用具（ボールかご等） など

Ⅲ 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業

1 趣 旨

都道府県、指定都市及び中核市において、域内の放課後子ども教室推進事業及び児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（以下「放課後対策事業」という。）の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会の設置を行うとともに、域内で実施される放課後対策事業に関わるコーディネーターや安全管理員等の事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修を行い、放課後子どもプランの推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業の一部について事業を実施するのに適した財団法人、社団法人及び特定非営利活動法人等に委託することができるものとする。

3 運 営

本事業の運営は、次により実施するものとする。

(1) 推進委員会の設置

- ① 都道府県等は、域内の総合的な放課後対策事業の在り方を検討する推進委員会を設置する。
- ② 推進委員会では、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、事業実施後の検証・評価等を検討すること。
また、指定都市、中核市が設置する推進委員会においては、事業計画の策定、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画等についても検討すること。
- ③ 推進委員の選定にあたっては、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者等を、各地域の実情に応じて適宜選定すること。
- ④ 推進委員会の開催については、年間をとおして時期の偏りがないよう定期的に開催することに努めること。

(2) コーディネーター研修の実施

都道府県等は、域内の市町村が各小学校区毎に配置するコーディネーターに対して、放課後対策事業の現状や放課後子どもプラン関係施策の概要、ボランティア等の地域の協力者の人材確保策等の資質向上を図るための講義等の開催や、他の放課後子どもプラン事業関係者との情報交換・情報共有を図るための研修を実施すること。

(3) 安全管理員等研修の実施

都道府県等は、域内の市町村が実施する放課後対策事業に関わる安全管理員や学

習アドバイザー等に対して、安全管理方策、子どもとの接し方、活動プログラムの企画・実施方策等の資質向上を図るための講義等の開催や、他の放課後子どもプラン事業関係者との情報交換・情報共有を図る研修を実施すること。

4 留意事項

放課後児童健全育成事業の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童クラブそれぞれの担当者又は指導員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。

5 費用

- (1) 国は上記2～4の要件を満たした都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して補助するものとする。
- (2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上すること。

① 推進委員会経費

推進委員会の経費については、委員等謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適宜積算すること。

ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

② コーディネーター研修経費・安全管理員等研修経費

コーディネーター研修経費・安全管理員等研修経費については、講義謝金・旅費、印刷製本費、会場借料、消耗品費等が考えられるが、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適宜積算すること。

ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱

I 放課後児童健全育成事業

1 趣 旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、法第34条の7の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者（以下「市町村等」という。）とする。

3 対象児童

本事業の対象児童は、法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができるものであること（以下「放課後児童」という。）。

4 運 営

本事業の運営は、次により行うものであること。

- (1) 本事業の実施に当たっては、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置し、放課後児童を受け入れるものであること。
- (2) 放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと。
- (3) 本事業は、放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること。（ただし、平成21年度までは、特例として200日以上でも国庫補助の対象とする。）

また、開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所すること。

- (4) 本事業は、小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館、保育所や団地の集会室などの社会資源を活用して実施すること。

なお、同じ建物内で、別添1に基づく放課後子ども教室推進事業（以下、「放課後子ども教室推進事業」という。）など、すべての子どもを対象とした活動拠点（居場所）の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切ら

れた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。

- (5) 子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブ当たりの放課後児童の人数が一定規模以上になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模のクラブへの転換に努めること。（ただし、平成21年度までは、経過措置として1クラブ当たりの児童数が71人以上の場合も国庫補助の対象とする。）
- (6) 本事業は、法第6条の2第2項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第1条の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施されなければならないものであり、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。
- (7) 本事業の実施に当たっては、家庭や放課後子ども教室推進事業の担当者及び関係機関との連携を図ること。
- (8) 本事業の実施に当たっては、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、小学校の教職員との間で迅速な情報交換ができる体制を整備すること。
- (9) 本事業の実施に当たっては、地域における放課後児童の状況を的確に把握するとともに法第56条の6第2項の規定に基づき、本事業を行う他の者との相互連携、放課後児童及びその家庭からの相談等地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならないこと。
- (10) 本事業の実施に当たっては、本事業の加入申込み等に係る書類について、所定の様式を定め整備すること。
- (11) 本事業の実施に当たっては、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等について、放課後児童指導員の計画的な研修を実施するものとし、また児童館に勤務する児童厚生員の研修や放課後子ども教室推進事業の担当者研修との連携を図ること。
また、都道府県においても、同様に放課後児童指導員の計画的な研修を実施すること。
- (12) 市町村は、児童の保護者、児童委員、民間の児童健全育成ボランティア等の協力を得て本事業の支援に当たるものとする。
- (13) 市町村は、法第21条の10の規定に基づき、放課後児童の本事業の利用に関する相談及び助言、地域の実情に応じた本事業の実施及び本事業を行う者との連携等により、放課後児童の本事業の利用の促進に努めなければならないこと。

5 事業の内容

本事業は、次の内容・機能を有するものとする。

- (1) 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3) 放課後児童の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成

- (5) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8) その他放課後児童の健全育成上必要な活動

6 留意事項

- (1) 本事業は、その目的を異にするスポーツクラブや塾等、その他公共性に欠けるものについては対象としないものであること。
- (2) 本事業の実施主体は、政治的又は宗教上の組織に属さないものであること。

7 費用

- (1) 国は、上記2～6の要件を満たした次の事業（放課後児童が10人以上に限る。ただし、開設日数が200～249日の場合は、放課後児童が20人以上に限る。）に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ①市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ②政令指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収することができるものとする。

II 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）

1 趣 旨

新たに放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）を設置するため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 対象事業

（1）放課後児童クラブ設置促進事業

Iに基づく放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童健全育成事業」という。）を新たに実施するための施設の設置に必要な、小学校の余裕教室等の既存施設の改修、設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。

（2）放課後児童クラブ環境改善事業

放課後児童健全育成事業を新たに実施するための施設の設置に必要な、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入等）のみを行う事業。

（3）放課後児童クラブ障害児受入促進事業

既存の放課後児童健全育成事業を実施する施設において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。

4 対象事業の制限

（1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。

（2）既存の事業実施施設の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とはならないこと。

（3）3の（1）及び（2）の事業については、1施設につき1回限りとする。ただし、既存の放課後児童クラブを分割して、適正な人数規模のクラブとして実施する場合には、この限りでないこと。

また、対象施設は、当該年度中または翌年度4月1日に事業を実施するもののみであること。

（4）3の（3）の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、同一施設において複数回、実施することも可能であること。

また、対象施設は、当該年度中又は翌年度に障害児の受入を予定しているもののみであること。

5 費 用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

（1）市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

（2）政令指定都市及び中核市が実施する事業

Ⅲ 放課後児童クラブ支援事業

1 趣 旨

放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）へのボランティアの派遣や放課後児童指導員の健康診断等を行うことにより、放課後児童クラブの円滑な事業実施に資するとともに、放課後子どもプランの推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) ボランティア派遣事業

児童が地域の様々な人々と関わり合うことは、児童の成長・発達において重要であることから、市町村が、伝統的技術や自然体験の技術などを持つボランティアの登録名簿を作成し、以下の①～④の何れかの事業の実施のため放課後児童クラブへ派遣する。

① 伝承遊び等事業

お手玉、けん玉、あやとり、民謡、太鼓、囲碁、将棋、カルタ遊び、工作、折り紙などの遊びの指導を実施する事業。

② 自然等体験事業

田植え、畑づくり、地域のお祭りへの参加、草木や野鳥や昆虫などの自然観察などの体験活動を実施する事業。

③ 巡回派遣事業

障害児と健常児の関わり合いなど、放課後児童クラブを行うに当たって配慮が必要な児童への生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

④ 長期休暇派遣事業

長期休暇期間において、利用時間が長くなることや一時的に利用する児童の増加などに配慮して生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

(2) 放課後子どもプラン実施支援等事業

放課後児童クラブ未実施市町村に取組を促し、放課後子どもプランの円滑な策定・実施が図られるよう、以下の①～⑤の事業を実施する。

① 人材確保のための研修等

新たに放課後児童指導員を希望する者等に対する研修の実施、研修受講者の名簿への掲載・登録、他自治体で実施しているクラブの見学・実習の実施

② 地区別運営委員会の設置・開催

各小学校区内での実施場所の選定・確保、具体的な連携方法や活動内容等を検討する運営委員会の設置・開催

③ 広報啓発

「放課後子どもプラン」の実施に向けたリーフレットの作成などの広報活動

④ その他

その他「放課後子どもプラン」の推進に資する取組

(3) 放課後児童の衛生・安全対策事業

感染症罹患等の有無を発見するため、民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員に対する健康診断を行う。

4 留意事項

(1) 3の(1)の実施に当たって同じ小学校で放課後児童クラブと別添1の放課後子ども教室推進事業を実施する場合は、ボランティアの効果的な活用を図ること。

(2) 3の(3)の実施に当たっては、感染症等にかかる健康診断について既存の制度等を活用するなどして柔軟に実施すること。

5 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(1) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(2) 政令指定都市及び中核市が実施する事業

IV 放課後児童指導員等資質向上事業

1 趣 旨

放課後児童指導員等に対して必要な知識及び技術の習得のための研修を行うことにより、指導員等の資質の向上及び放課後子どもプランの円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、政令指定都市及び中核市とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人及び特定非営利活動法人等に委託することができるものとする。

3 研修対象者

- (1) Iに基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童指導員及び放課後児童クラブの活動に関わるボランティアなど
- (2) 別添1に基づく放課後子ども教室推進事業の担当者及び事業が円滑に運営されるためにこれらの者と連携・協力を行う学校の教職員など

4 事業内容

児童の安全管理、生活指導、遊びの指導及び障害児など特に配慮が必要な児童に対する指導技術に関する研修、並びに放課後子どもプランの円滑な実施や実施に当たっての留意点等に関する研修を実施。

5 留意事項

放課後子ども教室推進事業の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童クラブそれぞれの担当者又は指導員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。

6 費 用

都道府県、政令指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(案)

※※文科生第※※号
厚生労働省発雇児第※※号
平成19年※月※日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

文部科学事務次官

厚生労働事務次官

放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。

別 紙

放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 放課後子どもプラン推進事業費の国庫補助については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進することを目的とする。なお、放課後児童健全育成事業等（平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2に基づく事業）については、併せて、児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、以下の（1）～（7）の事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として、（1）～（3）については文部科学大臣が、（4）～（7）については厚生労働大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 放課後子ども教室推進事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のⅠに基づき市町村（特別区を含み、指定都市、中核市を除く。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(2) 放課後子ども教室備品整備事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のⅡに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(3) 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施に

ついて」の別添1のⅢに基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(4) 放課後児童健全育成事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅠに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(5) 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅡに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(6) 放課後児童クラブ支援事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅢに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(7) 放課後児童指導員等資質向上事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅣに基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費及び放課後児童指導員等資質向上事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 指定都市・中核市分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実

支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 市町村分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の放課後子ども教室推進事業費等及び放課後児童健全育成事業費等について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の下限)

5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあつては100万円、中核市にあつては50万円に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 直接補助事業に係る場合

ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣又は厚生労働大臣（以下「担当大臣」という。）の承認を受けなければならない。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、「令」第14条第1項第2号の規定により、担当大臣が別に定める期間を経過するまでは、担当大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ウ 担当大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(2) 間接補助事業に係る場合

ア 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村若しくは社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のアからオに掲げる条件（ただし、社会福祉法人等については、オの条件にかえ「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳

簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。)を付さなければならない。この場合において(1)のア及びウ中「担当大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(1)のイ中「担当大臣の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と(1)のウ中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。

イ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。

ウ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う事業及び市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに担当大臣に提出するものとする。

(2) 指定都市・中核市が行う事業

指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに担当大臣に提出するものとする。

(交付の決定)

8 担当大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

9 前条の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

取下げをしようとするときは、担当大臣が別に定める期日までにその旨を記載した書面を提出しなければならない。

(変更申請手続)

10 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(補助金の概算払)

- 11 担当大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 12 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県が行う事業及び市町村が行う事業に対して、都道府県が補助する事業
都道府県知事は、事業完了後、1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式3による報告書に關係書類を添えて、担当大臣に提出するものとする。
- (2) 指定都市・中核市が行う事業
指定都市及び中核市の市長は、事業完了後、1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式3による報告書に關係書類を添えて、担当大臣に提出するものとする。
- (3) (1)及び(2)の場合において、実績報告書の提出期限について担当大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(補助金の額の確定)

- 13 担当大臣は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

(補助金の返還)

- 14 担当大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 15 特別の事情により4、7、10及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ担当大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附則

この要綱は平成19年 月 日から施行する。

別 表

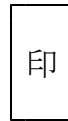
事業名	1 区分	2 基 準 額	3 対象経費	4 補助率
放課後子ども教室推進事業等	放課後子ども教室推進事業費等	1 放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）費 (1) 放課後子ども教室運営費 (2) 運営委員会経費 (3) コーディネーター経費 市町村が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室の運営に必要な経費(当該自治体で認める会議費以外の飲食物費を除く。)	1 / 3
		2 放課後子ども教室備品整備事業費 市町村が教室の開設に必要なとする金額を積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室開設のための備品の整備に必要な経費(施設整備費に該当するものは除く。)	
	放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費	3 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費 (1) 推進委員会経費 (2) コーディネーター研修経費 (3) 安全管理員等研修経費 都道府県・指定都市・中核市が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業に必要な経費(当該自治体で認める会議費以外の飲食物費を除く。)	
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業費等	1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費 (1) 開設日数 250日以上 ① 1クラブ（年間平均児童数10～19人）当たり年額 990,000円×か所数 ② 1クラブ（年間平均児童数20～35人）当たり年額 1,612,000円×か所数 ③ 1クラブ（年間平均児童数36～70人）当たり年額 2,408,000円×か所数 ④ 1クラブ（年間平均児童数71人以上）当たり年額 3,204,000円×か所数 ⑤ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） 13,000円×251日～300日までの250日を超える日数 ⑥ 長時間開設加算額（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合） 1クラブ当たり年額 309,000円×か所数 ⑦ 障害児受入推進費額（障害児を受入れる場合） 1クラブ当たり年額 687,000円×か所数 (2) 特例分（開設日数 200～249日） ① 1クラブ（年間平均児童数20人以上）当たり年額	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。)	

業 等		<p>1,611,000円×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合）</p> <p>1クラブ当たり年額 296,000円×か所数</p>	
		<p>2 放課後子ども環境整備事業費</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円</p>	放課後子ども環境整備事業に必要な経費
		<p>3 放課後児童クラブ支援事業費</p> <p>(1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 441,000円×事業数</p> <p>(2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村当たり年額 750,000円</p> <p>(3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円</p>	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費
	放課後児童指導員等資質向上事業費	<p>4 放課後児童指導員等資質向上事業費</p> <p>都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 1,000,000円</p>	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費

番 号
平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長



平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金の交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
 〔 放課後子ども教室推進事業等 金 円 〕
 〔 放課後児童健全育成事業等 金 円 〕
- 2 平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金所要額総括表（別表 1）
- 3 平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金所要額内訳表（別表 2）
- 4 平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金事業計画書（別表 3）
- 5 添付書類
 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金調書

(都道府県・指定都市・中核市・市町村名)

国			地方公共団体							備考
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入			歳出				
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 国庫補助金 相当額	支出済額	
	円			円	円		円	円	円	円
文部科学省所管 一般会計 (項) (目)地域教育力活性化事業費補助金 放課後子ども教室推進事業等										
厚生労働省所管 年金特別会計児童手当勘定 (項)児童育成事業費 (目)児童育成事業費補助金 放課後児童健全育成事業等										

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。
 2 「予算現額」は、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増△減額等の区分を明記すること。

別表1

平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金所要額総括表

区 分	国庫補助基本額	要国庫補助額	備 考
放課後子ども教室推進事業費等	千円	千円	
放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費			
放課後子ども教室推進事業等 計(1)			
放課後児童健全育成事業費等			
放課後児童指導員等資質向上事業費			
放課後児童健全育成事業等 計(2)			
合 計 ((1) + (2))			

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表2

平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金所要額内訳表

1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分

・放課後児童指導員等資質向上事業費

都道府県名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	備考
	支出予定額 ①	寄付金 収入額 ②	その他の 差引額 ③ (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	

(2) 指定都市・中核市分

・放課後児童指導員等資質向上事業費

指定都市・中核市名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	備考
	支出予定額 ①	寄付金 収入額 ②	その他の 差引額 ③ (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	

・放課後児童健全育成事業費等

指定都市・中核市名	区 分	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	備考
		支出予定額 ①	寄付金 収入額 ②	その他の 差引額 ③ (① - ②) = ③				
	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円	円	(1) 1クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10～19人 か所 ②児童数20～35人 か所 ③児童数36～70人 か所 ④児童数71人～ か所 ⑤開設日数加算 か所 日 ⑥長時間開設 か所 ⑦障害児受入 か所 (2) 1クラブの開設日数 200～249日 ①児童数20人～ か所 ②長時間開設 か所	
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円	円	(1) 放課後子ども環境整備事業 か所 (2) 放課後子ども環境改善事業 か所 (3) 障害児受入促進事業 か所	
	放課後児童クラブ等支援事業費	円	円	円	円	円	(1) ボランティア派遣事業 事業 (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 有・無 (3) 放課後児童等の衛生・安全対策 有・無	
	計	円	円	円	円	円		

別表3

平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金事業計画書

1. 放課後子ども教室推進事業等（略）

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分

・放課後児童指導員等資質向上事業

研 修 等 内 容	備 考

(2) 指定都市・中核市分

①放課後児童指導員等資質向上事業

研 修 等 内 容	備 考

②放課後児童健全育成事業費

a 事業計画書(児童数10～19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a)-250	開設時間	長時間開設	1～3年	4～6年	計	障害児受入			
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人 ()	人 ()	人 ()				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人 ()	人 ()	人 ()				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人 ()	人 ()	人 ()				年 月 日
合計	クラブ	日	日	/	か所	人 ()	人 ()	人 ()	か所	か所	か所	/

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であつても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

b 事業計画書(児童数20~35人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a)-250	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	障害児受入			
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
合計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であつても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日名を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

c 事業計画書(児童数36～70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設時間	長時間 開設	1～3年	4～6年	計	障害児 受入			
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		()	()	()				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		()	()	()				年 月 日
合計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
						()	()	()				

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であつても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

d 事業計画書(児童数71人以上・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算対象日数 (a)-250	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	障害児受入			
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		()	()	()				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		()	()	()				年 月 日
合計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
						()	()	()				

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であつても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

e 事業計画書(児童数20人以上・開設日数200～249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	1～3年	4～6年	計	
		日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人	
		日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人	
		日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人	
合計	クラブ				人	人	人	か所
					()	()	()	

(注1)「長時間開設」の欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

f 事業計画書 総括表(a~eの計)

実施市名	実施か所数							開設日数 加算対象 日数	児 童 数			
	a	b	c	d	a~d 小計	e	a~e 合計		1~3年	4~6年	計	障害児 受入
	() []	() []	() []	() []	() []	()	() []		人 ()	人 ()	人 ()	か所

(注1)「実施か所数」欄の()内は、長時間開設欄に○印を記入したか所数を内数で、[]内は、開設日数加算の対象となるクラブのか所数を内数で記入すること。

(注2)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。

(注3)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合にか所数を記入すること。

③ 放課後子ども環境整備事業費

a 放課後児童クラブ設置促進事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	

(注) 1. ③と④は、市の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

b 放課後児童クラブ環境改善事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	購入備品内容 ⑤
合計	か所	か所	か所	
	公 私	公 私	公 私	

(注) 1. ③と④は、市の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所 公 私	か所 公 私	

(注) 1. ③と④は、市の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

④放課後児童クラブ等支援事業費

a ボランティア派遣事業

実施市名	クラブ名	活動内容	放課後子ども教室推進事業との連携
	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
合計	クラブ	1. 伝承遊び等事業 事業 2. 自然等体験事業 事業 3. 巡回派遣事業 事業 4. 長期休暇派遣事業 事業	

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

b 放課後子どもプラン実施支援事業

実施市町村名	事業内容	研修等内容
	1. 人材確保のための研修	
	2. 地区別運営委員会の設置・開催	
	3. 広報啓発	
	4. その他	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること

c 放課後児童等の衛生・安全対策事業

実施市名	放課後児童クラブ名	対象人数	公設民営・民設民営の 区分	備考
	合計	クラブ	人	

(3)市町村分

①放課後児童健全育成事業費

a 事業計画書(児童数10~19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a)-250	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	障害児受入			
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		()	()	()				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		()	()	()				年月日
小計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		()	()	()				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		()	()	()				年月日
小計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
合計 (市町村)	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/

- (注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。
- (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。
- (注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。
- (注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
- (注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
- (注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
- (注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
- また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

b 事業計画書(児童数20~35人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算対象日数 (a)-250	開設時間 (長期休業日等時 時間)	長時間 開設	1~3年	4~6年	計	障害児 受入			
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		()	()	()				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		()	()	()				年月日
小計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		()	()	()				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		()	()	()				年月日
小計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
合計 (市町村)	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/

- (注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。
(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。
(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

c. 事業計画書(児童数36~70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算対象日数 (a)-250	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	障害児受入			
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		人	人	人				年月日
小計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		人	人	人				年月日
小計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
合計 (市町村)	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。
(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であつても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。
(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、併せて分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

d 事業計画書(児童数71人以上・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算対象日数 (a)-250	開設時間 () 時 ~ 時 () 時 間 () 等 時 () 時 間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	障害児受入			
		日	日	時 ~ 時 () 時 間 () 等 時 () 時 間		人 ()	人 ()	人 ()				年 月 日
		日	日	時 ~ 時 () 時 間 () 等 時 () 時 間		人 ()	人 ()	人 ()				年 月 日
		日	日	時 ~ 時 () 時 間 () 等 時 () 時 間		人 ()	人 ()	人 ()				年 月 日
小 計	クラブ	日	日	/	か所	人 ()	人 ()	人 ()	か所	か所	か所	/
		日	日	時 ~ 時 () 時 間 () 等 時 () 時 間		人 ()	人 ()	人 ()				年 月 日
		日	日	時 ~ 時 () 時 間 () 等 時 () 時 間		人 ()	人 ()	人 ()				年 月 日
		日	日	時 ~ 時 () 時 間 () 等 時 () 時 間		人 ()	人 ()	人 ()				年 月 日
小 計	クラブ	日	日	/	か所	人 ()	人 ()	人 ()	か所	か所	か所	/
合 計 (市町村)	クラブ	日	日	/	か所	人 ()	人 ()	人 ()	か所	か所	か所	/

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、併せて分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

e 事業計画書(児童数20人以上・開設日数200～249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	1～3年	4～6年	計	
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		()	()	()	
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		()	()	()	
小計	クラブ				人	人	人	か所
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		()	()	()	
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		()	()	()	
小計	クラブ				人	人	人	か所
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		()	()	()	
合計 (市町村)	クラブ				人	人	人	か所
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		()	()	()	

(注1)「長時間開設」の欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、併せて分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

f 事業計画書 総括表(a~eの計)

実施市町村数	実施か所数							開設日数 加算対象 日数	児 童 数			
	a	b	c	d	a~d 小計	e	a~e 合計		1~3年	4~6年	計	障害児 受入
	() []	() []	() []	() []	() []	()	() []		人 ()	人 ()	人 ()	か所

(注1)「実施か所数」欄の()内は、長時間開設欄に○印を記入したか所数を内数で、[]内は、開設日数加算の対象となるクラブのか所数を内数で記入すること。

(注2)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。

(注3)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合にか所数を記入すること。

②放課後子ども環境整備事業費

a 放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	
合 計 (市 町 村)	か所	か所 公私	か所 公私	

(注) 1. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

b 放課後児童クラブ環境改善事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	購入備品内容 ⑤
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	/
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	/
合 計 (市 町 村)	か所	か所 公私	か所 公私	/

(注) 1. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	
合 計 (市 町 村)	か所	か所 公私	か所 公私	

(注) 1. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

③放課後児童クラブ等支援事業費

a ボランティア派遣事業

市 町 村 名	ク ラ ブ 名	活 動 内 容	放 課 後 子 ども 教 室 推 進 事 業 と の 連 携
〇〇市	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
△△市	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
合 計 (市 町 村)	クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	事業 事業 事業 事業

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

b放課後子どもプラン実施支援事業費

市町村名	事業内容	研修等
〇〇市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
△△市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
合計 (市町村)	1. 事業 2. 事業 3. 事業 4. 事業	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること

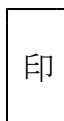
c 放課後児童等の衛生・安全対策事業

市 町 村 名	放 課 後 児 童 ク ラ ブ 名	対 象 人 数	公 設 民 営 ・ 民 設 民 営 の 区 分	備 考
〇〇市				
小 計	クラブ	人		
△△市				
小 計	クラブ	人		
□□町				
小 計	クラブ	人		
◇◇村				
小 計	クラブ	人		
合計(市町村)	クラブ	人		

番 号
平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長



平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金の実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助金報告額 金 円
〔 放課後子ども教室推進事業等 金 円 〕
〔 放課後児童健全育成事業等 金 円 〕
- 2 平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金収支精算額総括表（別表1）
- 3 平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金収支精算額内訳表（別表2）
- 4 平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金事業実施状況（別表3）
- 5 添付書類
当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別表1

平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金収支精算額総括表

区 分	要国庫補助額①	交付決定額②	受入額③	差引過△不足額 (③－①)④	備 考
	千円	千円	千円	千円	
放 課 後 子 ども 教 室 推 進 事 業 費 等					
放 課 後 子 ども 教 室 指 導 者 研 修 ・ 推 進 委 員 会 事 業 費					
放課後子ども教室推進事業等 計(1)					
放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 費 等					
放 課 後 児 童 指 導 員 等 資 質 向 上 事 業 費					
放課後児童健全育成事業等 計(2)					
合 計 ((1) + (2))					

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表2

平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金収支精算額内訳表

1. 放課後子ども教室推進事業等（略）

2. 放課後児童健全育成事業等

(1)都道府県分

・放課後児童指導員等資質向上事業費

都道府県名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 ③と④を比較して 少ない方の額⑤	要国庫補助額 ⑤(⑤×1/3) ⑥	備考
	実支出額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (①-②)=③				
	円	円	円	円	円	円	

(2)指定都市・中核市分

・放課後児童指導員等資質向上事業費

指定都市・中核市名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 ③と④を比較して 少ない方の額⑤	要国庫補助額 ⑤(⑤×1/3) ⑥	備考
	実支出額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (①-②)=③				
	円	円	円	円	円	円	

・放課後児童健全育成事業費等

指定都市・中核市名	区 分	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 ③と④を比較して 少ない方の額⑤	要国庫補助額 ⑤(⑤×1/3) ⑥	備考
		実支出額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (①-②)=③				
	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円	円	(1)1クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10～19人 か所 ②児童数20～35人 か所 ③児童数36～70人 か所 ④児童数71人～ か所 ⑤開設日数加算 か所 日 ⑥長時間開設 か所 ⑦障害児受入 か所 (2)1クラブの開設日数 200～249日 ①児童数20人～ か所 ②長時間開設 か所	
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円	円	(1)放課後子ども環境整備事業 か所 (2)放課後子ども環境改善事業 か所 (3)障害児受入促進事業 か所	
	放課後児童クラブ等支援事業費	円	円	円	円	円	(1)ボランティア派遣事業 事業 (2)放課後子どもプラン実施支援等事業 有・無 (3)放課後児童等の衛生・安全対策 有・無	
	合 計	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑥の内訳 放課後児童健全育成事業 円 放課後子ども環境整備事業 円 放課後子ども環境改善事業 円 障害児受入促進事業 円 ボランティア派遣事業 円 放課後子どもプラン実施支援等事業 円 放課後児童等の衛生・安全対策 円	

(3)市町村分
・放課後児童健全育成事業費等

市町村名	区分	対象経費			基準額 ④	選定額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	(⑤×2/3)=⑥	都道府県補助額	国庫補助基本額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額) ⑧	要国庫補助額 (⑧×1/2) ⑨	備考
		実支出額 ①	寄付金その他の額 ②	差引額(①-②)=③							
〇〇市	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)1クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10~19人 か所 ②児童数20~35人 か所 ③児童数36~70人 か所 ④児童数71人~ か所 ⑤開設日数加算 か所 日 ⑥長時間開設 か所 ⑦障害児受入 か所 (2)1クラブの開設日数 200~249日 ①児童数20人~ か所 ②長時間開設 か所 (1)放課後子ども環境整備事業 か所 (2)放課後子ども環境改善事業 か所 (3)障害児受入促進事業 か所 (1)ボランティア派遣事業 事業 (2)放課後子どもプラン実施支援等事業 有・無 (3)放課後児童等の衛生・安全対策 有・無
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	放課後児童クラブ等支援事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
□□市	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)1クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10~19人 か所 ②児童数20~35人 か所 ③児童数36~70人 か所 ④児童数71人~ か所 ⑤開設日数加算 か所 日 ⑥長時間開設 か所 ⑦障害児受入 か所 (2)1クラブの開設日数 200~249日 ①児童数20人~ か所 ②長時間開設 か所 (1)放課後子ども環境整備事業 か所 (2)放課後子ども環境改善事業 か所 (3)障害児受入促進事業 か所 (1)ボランティア派遣事業 事業 (2)放課後子どもプラン実施支援等事業 有・無 (3)放課後児童等の衛生・安全対策 有・無
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	放課後児童クラブ等支援事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
市町村合計 (〇市△町□村)											要国庫補助額⑨の内訳 放課後児童健全育成事業 円 放課後子ども環境整備事業 円 放課後子ども環境改善事業 円 障害児受入促進事業 円 ボランティア派遣事業 円 放課後子どもプラン実施支援等事業 円 放課後児童等の衛生・安全対策 円

別表3

平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金事業実施状況

1. 放課後子ども教室推進事業等（略）

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分

・放課後児童指導員等資質向上事業

研 修 等 内 容	備 考

(2) 指定都市・中核市分

①放課後児童指導員等資質向上事業

研 修 等 内 容	備 考

②放課後児童健全育成事業費

a 事業計画書(児童数10～19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a)-250	開設時間	長時間開設	1～3年	4～6年	計	障害児受入			
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人				年月日
合計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であつても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

b 事業計画書(児童数20~35人・開設日数250日以上 of 放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a)-250	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	障害児受入			
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
合計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であつても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日名を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

c 事業計画書(児童数36～70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算対象日数 (a)-250	開設時間	長時間開設	1～3年	4～6年	計	障害児受入			
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		()	()	()				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人				年 月 日
合計	クラブ	日	日	/	か所	人 ()	人 ()	人 ()	か所	か所	か所	/

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であつても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

d 事業計画書(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算対象日数 (a)-250	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	障害児受入			
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		()	()	()				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		()	()	()				年 月 日
合計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
						()	()	()				

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であつても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

e 事業計画書(児童数20人以上・開設日数200～249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	1～3年	4～6年	計	
		日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人	
		日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人	
		日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人	
合計	クラブ				人	人	人	か所
					()	()	()	

(注1)「長時間開設」の欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

f 事業計画書 総括表(a~eの計)

実施市名	実施か所数							開設日数 加算対象 日数	児 童 数			
	a	b	c	d	a~d 小計	e	a~e 合計		1~3年	4~6年	計	障害児 受入
	() []	() []	() []	() []	() []	()	() []		人 ()	人 ()	人 ()	か所

(注1)「実施か所数」欄の()内は、長時間開設欄に○印を記入したか所数を内数で、[]内は、開設日数加算の対象となるクラブのか所数を内数で記入すること。

(注2)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。

(注3)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合にか所数を記入すること。

③ 放課後子ども環境整備事業費

a 放課後児童クラブ設置促進事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	

(注) 1. ③と④は、市の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

b 放課後児童クラブ環境改善事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	購入備品内容 ⑤
合計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	

(注) 1. ③と④は、市の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所 公 私	か所 公 私	

(注) 1. ③と④は、市の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

④放課後児童クラブ等支援事業費

a ボランティア派遣事業

実施市名	クラブ名	活動内容	放課後子ども教室推進事業との連携
	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
合計	クラブ	1. 伝承遊び等事業 事業 2. 自然等体験事業 事業 3. 巡回派遣事業 事業 4. 長期休暇派遣事業 事業	

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

b 放課後子どもプラン実施支援事業

実施市町村名	事業内容	研修等内容
	1. 人材確保のための研修	
	2. 地区別運営委員会の設置・開催	
	3. 広報啓発	
	4. その他	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること

c 放課後児童等の衛生・安全対策事業

実施市名	放課後児童クラブ名	対象人数	公設民営・民設民営の 区分	備考
	合計	クラブ	人	

(3)市町村分

①放課後児童健全育成事業費

a 事業計画書(児童数10~19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a)-250	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	障害児受入			
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		()	()	()				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		()	()	()				年月日
小計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		()	()	()				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		()	()	()				年月日
小計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
合計 (市町村)	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

b 事業計画書(児童数20~35人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算対象日数 (a)-250	開設時間 (長期休業日等時 時間)	長時間 開設	1~3年	4~6年	計	障害児 受入			
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		()	()	()				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		()	()	()				年月日
小計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		()	()	()				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		()	()	()				年月日
小計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
合計 (市町村)	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/

- (注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。
- (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。
- (注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。
- (注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
- (注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
- (注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
- (注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
- また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

c. 事業計画書(児童数36~70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算対象日数 (a)-250	開設時間 () () ()	長時間開設	1~3年	4~6年	計	障害児受入			
		日	日	時~時 () () ()		人	人	人				年 月 日
		日	日	時~時 () () ()		人	人	人				年 月 日
		日	日	時~時 () () ()		人	人	人				年 月 日
小 計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
		日	日	時~時 () () ()		人	人	人				年 月 日
		日	日	時~時 () () ()		人	人	人				年 月 日
		日	日	時~時 () () ()		人	人	人				年 月 日
小 計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
合 計 (市町村)	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、併せて分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

d 事業計画書(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算対象日数 (a)-250	開設時間 () 時 ~ 時 () 長期休業日等 時 ~ 時 () 時間	長時間 開設	1~3年	4~6年	計	障害児 受入			
		日	日	時 ~ 時 () 長期休業日等 時 ~ 時 () 時間		人 ()	人 ()	人 ()				年 月 日
		日	日	時 ~ 時 () 長期休業日等 時 ~ 時 () 時間		人 ()	人 ()	人 ()				年 月 日
		日	日	時 ~ 時 () 長期休業日等 時 ~ 時 () 時間		人 ()	人 ()	人 ()				年 月 日
小 計	クラブ	日	日	/	か所	人 ()	人 ()	人 ()	か所	か所	か所	/
		日	日	時 ~ 時 () 長期休業日等 時 ~ 時 () 時間		人 ()	人 ()	人 ()				年 月 日
		日	日	時 ~ 時 () 長期休業日等 時 ~ 時 () 時間		人 ()	人 ()	人 ()				年 月 日
		日	日	時 ~ 時 () 長期休業日等 時 ~ 時 () 時間		人 ()	人 ()	人 ()				年 月 日
小 計	クラブ	日	日	/	か所	人 ()	人 ()	人 ()	か所	か所	か所	/
合 計 (市町村)	クラブ	日	日	/	か所	人 ()	人 ()	人 ()	か所	か所	か所	/

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、併せて分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

e 事業計画書(児童数20人以上・開設日数200～249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	1～3年	4～6年	計	
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		()	()	()	
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		()	()	()	
小計	クラブ				人	人	人	か所
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		()	()	()	
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		()	()	()	
小計	クラブ				人	人	人	か所
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		()	()	()	
合計 (市町村)	クラブ				人	人	人	か所
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		()	()	()	

(注1)「長時間開設」の欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、併せて分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

f 事業計画書 総括表(a~eの計)

実施市町村数	実施か所数							開設日数 加算対象 日数	児 童 数			
	a	b	c	d	a~d 小計	e	a~e 合計		1~3年	4~6年	計	障害児 受入
	() []	() []	() []	() []	() []	()	() []		人 ()	人 ()	人 ()	か所

(注1)「実施か所数」欄の()内は、長時間開設欄に○印を記入したか所数を内数で、[]内は、開設日数加算の対象となるクラブのか所数を内数で記入すること。

(注2)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。

(注3)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合にか所数を記入すること。

②放課後子ども環境整備事業費

a 放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	
合 計 (市 町 村)	か所	か所 公私	か所 公私	

(注) 1. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

b 放課後児童クラブ環境改善事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	購入備品内容 ⑤
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	/
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	/
合 計 (市 町 村)	か所	か所 公私	か所 公私	/

(注) 1. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	
合 計 (市 町 村)	か所	か所 公私	か所 公私	

(注) 1. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

③放課後児童クラブ等支援事業費

a ボランティア派遣事業

市 町 村 名	ク ラ ブ 名	活 動 内 容	放 課 後 子 ども 教 室 推 進 事 業 と の 連 携
〇〇市	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
△△市	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
合 計 (市 町 村)	クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	事業 事業 事業 事業

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

b放課後子どもプラン実施支援事業費

市町村名	事業内容	研修等
〇〇市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
△△市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
合計 (市町村)	1. 事業 2. 事業 3. 事業 4. 事業	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること

c 放課後児童等の衛生・安全対策事業

市 町 村 名	放 課 後 児 童 ク ラ ブ 名	対 象 人 数	公 設 民 営 ・ 民 設 民 営 の 区 分	備 考
〇〇市				
小 計	クラブ	人		
△△市				
小 計	クラブ	人		
□□町				
小 計	クラブ	人		
◇◇村				
小 計	クラブ	人		
合計(市 町 村)	クラブ	人		

「放課後子どもプラン」疑義回答

(別 冊)

事務連絡
平成19年3月20日

各 { 都道府県 } 児童健全育成担当係長 殿
 { 指定都市 }
 { 中核市 }

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
育成環境課健全育成係長

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の
実施状況について（調査依頼）

放課後児童健全育成事業の推進につきましては、かねてより種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の事業については毎年ご協力いただいているところですが、データ入力作業日程が下記の通りとなりました。現況把握と今後の施策のための基礎資料としたいため、ご多忙中のこととは存じますが、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 調査方法

昨年度同様に、WISHを使用した集計システムにより行います。詳細な調査項目については、別紙様式1-1（市区町村用）となります。入力期間が短期間になりますので、準備方よろしく お願いします。都道府県におかれましては市区町村への周知もお願いします。

調査項目の要領については、別添「作成要領」を参考にしてください。

2 入力日程

○市区町村の入力 5月1日（火）～10日（木）

○都道府県の入力 5月11日（金）～15日（火）

※5月2日以降、市町村合併により市町村名が無くなる市町村、パソコン未導入、インターネット利用不可等の理由で入力できない市町村につきましては、お手数ですが各都道府県での入力をお願いします。

3 作業内容

○市区町村

・放課後児童健全育成事業の実施状況についてのデータ入力

○都道府県

・市区町村分のデータ内容の確認

- ・パソコン未導入、インターネット利用不可の市区町村分のデータ入力
- ・5月2日以降の市町村合併により市町村名が無くなる市町村分のデータ入力

4 データの入力

- ・具体的な操作については、システム上の操作手引書をご参照ください。
- ※一旦「確定」ボタンを押すと市区町村での訂正はできませんので十分ご注意ください。

5 その他

- ・市区町村の入力時間が重なった場合、WISH回線が混雑し、市区町村の入力画面の登録ボタンをクリック時に画面上にエラーが表示され、登録が失敗する場合があります。その場合、時間をおいて再度登録ボタンをクリックしてください。

6 問い合わせ先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課健全育成係

TEL 03-5253-1111（内線7909）

FAX 03-3595-2672

放課後児童健全育成事業の実施状況について

自治体コード 市区町村名

1 市区町村の状況

小学校	校	生徒数
小学校1～3年生の総数		*4～6年
所管部局		

2 放課後児童クラブの状況

	調査項目	公立公営	公立民営	民立民営	合計
実施場所別 放課後児童 クラブ数	児童館・児童センター				
	学校の余裕教室				
	学校敷地内専用施設				
	公有地専用施設				
	民有地専用施設				
	民家・アパート				
	公的施設利用				
	団地集会室				
	保育所				
	幼稚園				
	商店街空き店舗 その他 合計				
登録児童数別 放課後児童 クラブ数	9人以下				
	10人～19人				
	20人～35人				
	36人～70人				
	71人以上 合計				
障害児受入数別 放課後児童 クラブ数	受入なし				
	1人				
	2人				
	3人				
	4人以上 合計				
障害児の定員設定別 クラブ数	定員なし(前年と変更)	()	()	()	()
	定員あり(前年と変更)	()	()	()	()
	合計(前年と変更)	()	()	()	()
終了時刻別 放課後児童 クラブ数	17:00まで				
	17:01～17:30				
	17:31～18:00				
	18:01～18:30				
	18:31～19:00				
	19:01以降 合計				
休日の開館状況別 放課後児童 クラブ数	土曜日(毎週実施以外)	()	()	()	()
	日曜・祝日				
	長期休暇				
学年別児童数	小学校1年生(障害児)	()	()	()	()
	小学校2年生(障害児)	()	()	()	()
	小学校3年生(障害児)	()	()	()	()
	小学校4～6年生(障害児)	()	()	()	()
	その他(障害児)	()	()	()	()
	合計(障害児)	()	()	()	()
児童の登録状況	登録できなかった児童が いないクラブ数				
	登録できなかった児童が いるクラブ数				
学年別 登録できなかった児童数	小学校1年生(障害児)	()	()	()	()
	小学校2年生(障害児)	()	()	()	()
	小学校3年生(障害児)	()	()	()	()
	小学校4～6年生(障害児)	()	()	()	()
	その他(障害児)	()	()	()	()
	合計(障害児)	()	()	()	()

注:()内の数は、再掲である。

(別添)

[作成要領]

この調査の数値は、平成19年5月1日（以下「調査日」という。）現在の状況について入力すること。

放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）については、国庫補助対象外も含めて入力すること。

また、放課後児童健全育成事業を実施していない市区町村においても、（別紙様式1-1）「1 市区町村の状況」欄を入力すること。

[別紙様式1-1]

別紙様式1-1については、市区町村（政令指定都市・中核市を含む。）が作成することとする。

1 市区町村の状況

「小学校」数については、市区町村域にある公立の学校の総数を入力し、「生徒数」も入力すること。

所管部局については、一連の事務処理等を行い、本事業を所管する部局名を入力すること。

2 放課後児童クラブの状況

調査項目については、全て設置運営主体別に入力すること。

- ・ 公立公営
市町村又は特別区が設置・運営する放課後児童クラブ
- ・ 公立民営
市町村又は特別区が設置し、社会福祉法人又は運営委員会等の民間団体に運営を委託している（運営に関し、委託と同等の関与があると認められる場合を含む。）放課後児童クラブ
- ・ 民立民営
社会福祉法人又は運営委員会等の民間団体が設置・運営する放課後児童クラブ

① 実施場所別放課後児童クラブ数

実施場所別の放課後児童クラブ数を入力すること。

なお、マンション等、住宅内での実施については「民家・アパート」に、公民館や福祉センター等については「公的施設利用」に含めること。

② 登録児童数別放課後児童クラブ数

登録児童数別の放課後児童クラブ数を入力すること。

③ 障害児受入数別放課後児童クラブ数

障害児の受入数別の放課後児童クラブ数を入力すること。

※ 障害児…療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、医師、児童相談所等公的機関からこれら児童と同等の障害を有していると認められる児童とする。（手帳所持等が不明な場合には、市町村において既に本事業において障害児として把握している数を入力すること。）

④ 障害児の定員設定別クラブ数

③で障害児を受け入れるクラブについて、事業実施要領等における障害児についての定員設定の有無別のクラブ数を入力すること。

また、前年と定員設定の有無に変更がある場合（前年は設定していたが、本年は設定をしなくなった等）は、（ ）内にそのクラブ数を再掲として入力すること。

⑤ 終了時刻別放課後児童クラブ数

終了時刻別に放課後児童クラブ数を入力すること。

※ 終了時刻…放課後児童クラブの事業実施要領等で定められ、利用者等に周知されている児童受入の終了時刻。

⑥ 休日の開館状況別放課後児童クラブ数（複数回答可）

・ 土曜日

事業実施要領等において、通常土曜日を開設日としている放課後児童クラブ数を入力すること。

また、毎週実施していない場合（隔週、月1回など）は、（ ）内にそのクラブ数を再掲として入力すること。

・ 日曜日及び祝日

事業実施要領等において、日曜日及び祝日を開設日としている放課後児童クラブ数を入力すること。

・ 長期休暇

事業実施要領等において、夏休み等の長期休暇を開設日としている放課後児童クラブ数を入力すること。

⑦ 学年別児童数

登録児童の学年別の児童数を入力すること。

また、登録児童数のうち障害児を登録している場合は、（ ）内にその登録数を再掲として入力すること。

⑧ 児童の登録状況

・ 登録できなかった児童がいないクラブ数（いわゆる「待機児童」がいないクラブ数）

登録できなかった児童がいないクラブ数を入力すること。

・ 登録できなかった児童がいるクラブ数（いわゆる「待機児童」数を把握するクラブ数）

放課後児童クラブの対象児童が、利用申し込みをしたが何らかの理由で登録できなかった児童がいることを把握するクラブの数を入力すること。

⑨ 登録できなかった児童数

⑧において登録できなかった児童数を学年別に入力すること。

登録できなかった児童数のうち障害児がいる場合には、()内にその数を再掲として入力すること。

⑩ 放課後児童クラブ数について

以下の数は一致していること

- ・ 「実施場所別」、「登録児童数別」、「障害児受入数別」、「終了時刻別」の各放課後児童クラブ数の「合計欄」
- ・ 「障害児受入人数別」の放課後児童クラブ数の「合計欄」から「受入なし」を除いた数と、「障害児の定員設定別」放課後児童クラブ数の「合計欄」

【留意点】

入力に当たっては、前年数値と比較し、増減が著しく大きいときはその理由を確認するなど、誤りがないか十分に確認の上、入力願います。

〔別紙様式1-2〕について

各市町村が別紙様式1-1の内容を入力すると、都道府県では、別紙様式1-2の様式に従って、自動的にデータが集計される。

(政令指定都市、中核市は、直接厚生労働省にデータが集計される。)

各都道府県は、全市区町村のデータが入力されたものを確認した上で、数値を確定する。なお、確定に当たっては、前年数値と比較し、増減が著しく大きいときはその理由を確認するなど、誤りがないか十分に確認願います。

なお、パソコンが導入されていない、インターネットが利用できない等の理由で入力作業ができない市区町村においては、市区町村の代わりに都道府県で入力をお願いしたい。

〔別紙様式1-3〕について

(別紙様式1-2)が入力されると、自動的に(別紙様式1-3)に集計される。

(別紙)

■ 社会総がかりで教育再生を（教育再生会議・第一次報告）（抄）

Ⅱ. 教育再生のための当面の取組 <教育内容の改革>

1. 「ゆとり教育」を見直し、学力を向上する

－「塾に頼らなくても学力がつく」、教育格差を絶対生じさせない－

(1)「基礎学力強化プログラム」

- 教育委員会・学校は、「放課後子どもプラン」(注)の活用などにより、ボランティアの協力を得て、補習などを行う「土曜スクール」を実施するように努める。

※「放課後子どもプラン」とは、放課後や土曜日の子供の安全で健やかな居場所、遊び場を確保し、勉強やスポーツ、文化活動が地域住民との交流活動等に取り組む事業をいう。参加は自由であり、子供たちが自由にただひたすらのびのびと遊べるような環境を整備することも重要である。

<「社会総がかり」での全国的な参画>

7. 「社会総がかり」で子供の教育にあたる

(2)地域社会の対応 ー学校を開放し、地域全体で子供を育てるー

【放課後子どもプランの全国展開、地域リーダー(教育コーディネーター)の活用】

- 「放課後子どもプラン」(注)は、異年齢交流や集団活動により、子供を心豊かにたくましく育てるための「根っこ」となるものであり、学習意欲と学力・体力・創造力の向上に資するところも大である。さらに、地域の生活環境の改善、地域活性化の起爆剤ともなるものである。

本事業においては、学校のほか自治体、スポーツ団体、ボランティア、地元企業等が連携して、多様なプロジェクト(地域の祭りなどの伝統・文化活動、スポーツ活動、演劇などの芸術活動、自然体験活動など)に取り組む。そうすることで、家庭や学校とは異なる子供たちの「居場所」を確保し、様々な体験を通して、地域社会と交流を深め、対人関係能力の向上を図る。省庁の縦割りを排して現場中心の取組とするため、地域リーダーの協力を得て、実効ある実施体制を設けるなど、各自治体が責任をもって取り組む。

【兒童厚生施設等整備費関係】

[児童厚生施設等整備費関係]

(1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について

平成19年度における児童館、児童センター及び放課後児童クラブに係る国庫補助協議及び整備方針等については、平成19年3月14日付け雇児育発第0314003号育成環境課長通知（100頁参照）を先般発出したところであり、本整備方針等を踏まえ、管内市町村等と十分調整を図ったうえ、積極的な対応を図るようよろしくお願いしたい。

特に、「放課後子どもプラン」が小学校内での実施を基本としていることから、放課後児童クラブの新たな整備を行う場合、余裕教室がない又はあっても他に転用されていて活用できない地域では、校庭等の敷地内に整備を図ることが必要と考えられる。この場合、本整備費の優先採択事項とするので、積極的に活用し、必要な小学校区への設置促進に努めていただきたい。

また、放課後児童クラブの運営面での向上を図るため、71人以上の大規模クラブについては、本整備費において、来年度協議から対象外とすることとしているので、協議に当たっては十分留意されたい。なお、1クラブ当たり71人以上の大規模クラブの設置計画がある都道府県等におかれては、1クラブ当たり70人以下になるよう分割して、2クラブ分又は3クラブ分などとして協議されるよう調整を図られたい。

なお、分割等に関する取扱いについては、「放課後子どもプラン」疑義回答（別冊）を参照いただきたい。

(2) 中核市への大都市特例の適用について

児童厚生施設等整備費については、平成19年度から、地域の実情に応じた事業実施を可能とするため、中核市を指定都市と同様の取扱いとする制度見直し（中核市への大都市特例の適用）を行うこととしているので、中核市におかれては、事前協議や交付申請等の手続において、国に直接、書類等提出いただくことになるので、対応方よろしくお願いしたい。

なお、総務省には、当該事業における地方交付税の補助うら分の付け替え（道府県分→市町村分）を要望しているところであるので、念のため申し添える。

各 都道府県
指 定 都 市
中 核 市 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

平成19年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について

標記については、「児童厚生施設整備費の国庫補助について」（昭和61年5月15日厚生省発児第107号厚生事務次官通知）により行っているところであるが、平成19年度整備事業の協議に当たっては、下記の事項に留意の上、別紙様式の整備計画協議書を提出されたい。

記

1. 平成19年度改正内容について

- (1) 国庫補助基準単価について、公共工事コスト縮減の実績や建設単価の動向等を総合的に勘案し、対前年度1.7%減の単価改定を行うこととし、改定後の国庫補助基準単価は、別紙のとおりであること。
なお、平成19年度においても、前年度からの継続事業にかかる補助基準単価については、前年度の国庫補助基準単価を適用して差し支えないので留意されたい。
- (2) 地域の実情に応じた事業実施を可能とするため、中核市に大都市特例を適用し、指定都市と同様の取扱いとすること。
- (3) 『「放課後子どもプラン」の推進について』（平成19年3月14日18文科生第531号・雇児発第0314003号）を踏まえ、放課後児童クラブ室の整備方針の見直しを行うこと。

2. 19年度基本的整備方針について

(1) 小型児童館、児童センターの基本的整備方針

限られた財源を効率的かつ有効な活用や地域における児童館等の役割を十分考慮する等の観点から、次のような整備を優先的に採択するものとする。

- ① 未設置市町村における創設整備や都道府県、市町村が計画的に行う創設整備
- ② 他の社会福祉施設等との合築等の複合的整備
- ③ 施設の耐震化を促進する等、利用者等の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を重視した老朽施設の改築、大規模修繕等の整備
- ④ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備
- ⑤ 木材利用の積極的活用を図るもの
- ⑥ 開館日及び開館時間帯が、乳幼児、年長児童等を含む利用者の需要に応じ、適切かつ柔軟に設定されていること。
- ⑦ 地域の子育て支援に資するため、親と子の交流スペースや相談室を設置し、子育て家庭支援体制の充実を図ること。
- ⑧ 放課後児童健全育成事業を実施するための放課後児童クラブ室を設置すること。
- ⑨ 児童の健全育成に寄与することを目的とした地域組織（母親クラブ等）による活動を積極的に実施すること。
- ⑩ 中・高校生等の受入れの積極的な推進を図るため、年長児童用設備整備の促進及び中・高校生等の活動のための創作活動室の設置を図ること。
- ⑪ 異年齢児交流など地域との交流に資するためのスペースの確保を図ること。

(2) 放課後児童クラブ室（単独設置分）の基本的整備方針

限られた財源を効率的かつ有効な活用や放課後児童クラブの役割を十分考慮する等の観点から、次のような整備を優先的に採択するものとする。

- ① 「放課後子どもプラン」に基づき、未設置市町村における整備や都道府県、市町村が計画的に行う創設整備
- ② 小学校の敷地（校庭等）内に整備を図るもの
- ③ 他の社会福祉施設等（児童厚生施設を除く）との合築等の複合的整備
- ④ 木材利用の積極的活用を図るもの
- ⑤ 学校の長期休暇等や開設時間を考慮して、適切な開所が設定されている施設
- ⑥ 障害児の受け入れを積極的に行う施設
- ⑦ 近隣の児童館等との連携を図るなど、工夫を行う施設

なお、1クラブ当たりの児童数が71人以上となる施設については、国庫補助の対象外とするので、当該施設を既に計画している場合には、2クラブ分又は3クラブ分（1クラブ当たりの児童数が70人以下）などとして協議されたい。

3. 大規模修繕について

大規模修繕を行う際の対象事業、補助基準等については、「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」（平成6年6月23日児発第608号厚生省児童家庭局長通知）によるものであるが、耐震化のための補強工事を行う場合も補助対象となるものであること。

4. 整備計画協議書について

整備計画協議書については、別紙様式1～8のとおりとする。

なお、様式8については、平成19年度国庫補助協議の有無に関わらず、提出をお願いします。

5. 協議対象施設の選定について

2の基本的整備方針、「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）」、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）」等を踏まえ、協議対象施設を選定されたい。

① 選定基準

次の基準に照らして十分な審査を行った上で、協議対象施設を選定されたい。

ア 実態把握に基づく施設整備計画

施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ施設整備の目的、計画等が具体的であること。

イ 関係市町村との調整

都道府県においては、市町村長の意見を聴取するなど関係市町村との調整が十分行われていること。

なお、新たに施設を創設する整備については、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること。

ウ 用地確保状況の把握

契約書等の権利関係を示す客観的資料により建設用地の確保が確実であること。

エ 社会福祉法人の適格性

社会福祉法人が設置する施設においては、社会福祉法人の役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること。

オ 民間補助金との調整

協議施設が民間補助金の申請と重複しないこと。

② 選定手続き

ア 審査及び公表

(ア) 国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性について、施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定すること。

(イ) 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において公表すること。

公表は、設置主体（市町村又は社会福祉法人等）の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について行うこと。

なお、法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は設立準備委員会の名称とし、役員就任予定者も公表すること。

また、設置主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の名称も公表すること。

イ 社会福祉法人の審査

(ア) 法人審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の部局を加えた内部牽制機能を確保した合議制により、審査を行うこと。

(イ) 法人の設立認可を伴うものについては、施設整備の必要性とは別の観点に立って、健全で安定した法人運営が確保されるものであるか否か厳格な審査を行うこと。

特に、同一人物が複数の法人を設立する場合等の審査については、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等十分な審査を行うこと。

(ウ) 既設法人については、当該法人の指導監督を担当する部局（他の都道府県市に係るものを含む。）に対し、従前の監査結果、それに基づく意見等を求めるなど、当該施設を設置する適格性について、法人の設立と同様、厳格な審査を行うこと。

ウ 並行審査

社会福祉法人の設立を伴う国庫補助協議については、各都道府県市が行う法人審査及び独立行政法人福祉医療機構が行う融資審査と並行して審査を行うこととしている。

このため、各都道府県市が行う法人審査において問題が認められた場合又は独立行政法人福祉医療機構の融資審査段階で担保・保証人、償還財源等について問題が認められた場合は、内示を行わないこととしているので十分留意されたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構融資の取り扱いについては、別途、通知することとしている。

6 その他の留意事項

- (1) 社会福祉法人からの不誠実な申請等により施設整備費補助金を過大に受給するという事件が発生していることに鑑み、法人役員の構成、資金計画等が適正であるか、建設費等が過大に積算されていないか等についての、厳密な審査を行われたいこと。
- (2) 国庫補助協議施設の整備計画が2か年にわたる事業の場合は全体計画と当該年度計画について、また、他の施設と合築を行う場合は全体計画と当該整備計画について協議されたい。
- (3) 整備計画協議書の内容についての変更は、特段の事情がない場合、認めないので、十分精査の上、協議されたい。

7. 協議書の提出等について

別紙様式による整備計画協議書の提出については、平成19年3月19日(月)必着とし、ヒアリングについては引き続き行わない予定である。

なお、都道府県、指定都市及び中核市において、特に当方に対してのヒアリングが必要と思われる事業がある場合は、下記に連絡の上、別途、日程調整を行われたい。

連絡先

雇用均等・児童家庭局

育成環境課 予算係 竹中、中西

TEL 03-5253-1111 (内7907)

FAX 03-3595-2672

(別紙)

平成19年度 児童厚生施設等整備補助基準額等

〈創設・改築施設整備国庫補助基準単価〉

種 別		基準額	
小型児童館	クラブ室設置	33,093 千円	
	クラブ室未設置	29,112 千円	
都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等 (163.2㎡以上)		21,833 千円	
児童センター	クラブ室設置	48,847 千円	
	クラブ室未設置	44,866 千円	
大型児童センター	クラブ室設置	66,497 千円	
	クラブ室未設置	62,516 千円	
大型児童館A型	1㎡当たり	356,800 円	
大型児童館B型		535,414 千円	
初度設備相当加算	児童館・児童センター	初度設備相当加算	2,469 千円
		年長児童用加算	1,993 千円
	大型児童センター		4,462 千円
	大型児童館		100,389 千円
年長児童用加算		4,462 千円	
移動型児童館用車両整備加算(大型児童館)		3,682 千円	

〈拡張施設整備国庫補助基準単価〉

拡張単価	1㎡当たり	124,900 円
------	-------	-----------

〈放課後児童クラブ室(単独設置分)創設施設整備国庫補助基準単価〉

放課後児童クラブ室(単独設置分)	12,500 千円
------------------	-----------

様式 1

児童厚生施設等整備費協議総括表

都道府県（市）名 _____

（単位：千円）

施設 種別	市町村名等	施設整備		備考
		整備区分	協議額	
小型児童館				
	小計	か所		
児童センター				
	小計	か所		
児童大型センター				
児童館大型				
放課後児童クラブ （単独設置分）				
	小計	か所		
合計		か所		

※備考欄に次の事項について表示する困難と認められる小型児童館を整備する場合には、「小」
 (1) 都市部で児童館用地の取得が困難な場合は、「小」
 (2) 児童館用地の取得が困難な場合は、「小」
 (3) 児童館用地の取得が困難な場合は、「小」
 (4) 児童館用地の取得が困難な場合は、「小」

とを合築活用促進改築促進制度に関する協議書の写しを添付されたい。

平成19年度小型児童館・児童センター・大型児童センター整備計画協議書

優先順位	位/件	都道府県(市)名		
施設種別	1. 小型児童館 2. 児童センター 3. 大型児童センター		施設名	
施設建設地			工事区分	1. 創設 2. 改築 3. 拡張 4. 大規模修繕
設置主体	経営主体		継続・複合	継続(有・無) 複合(有・無)

① 事業費等	規模等	事業費の内訳	整備区分	国庫補助 基準額	都道府県 (指定都市・中核市) 補助予定額	国庫補助 基本額	要国庫補助額	継続事業の場合の出来高	
	構造 RC・B・W 他()		千円	千円	千円	千円	平成18年度	%	
	_____階建		整備費					平成19年度	%
	建築面積 _____m ²		初度設備 相当加算					平成20年度	%
	延床面積 _____m ²		年長児童 用加算					計	100%
	放課後児童クラブ室 *再掲 _____m ²		合計					改築の場合の老朽度・現存率	
	創作活動室 *再掲 _____m ²		総事業費 ()					_____点・%	
	相談室 *再掲 _____m ²		<寄附金等> < >					改築に伴う財産処分の有無 有・無	
	静養室 *再掲 _____m ²		対象経費の 実支出(予定)額					大規模修繕の場合の見積金額	
	既存施設の状況		初度設備 相当加算	品目	対象経費の 実支出(予定)額	千円	整備状況		
建築年度 _____年度					1. 施設と一体的 2. 施設に固定 3. 施設設計に影響 4. その他 ()				
構造 RC・B・W 他()									
延床面積 _____m ²									
国庫補助 有・無									
② 財源	国庫補助金	県(市)補助金	設置者負担金					合計	
			一般財源	特別地方債	福祉医療機構借入金	寄付金その他	計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
都道府県(市)の予算措置状況			当初・補正(月)	設置市町村の予算措置状況			当初・補正(月)		

設 置 地 域 の 状 況 等	③ 市町村整備方針													
	地域の状況													
	整備理由													
	地元同意の状況													
	児童等の状況	区分	人口	世帯数	児童数の状況									合計 (18才未満児童数)
					就学前児童 (うち保育所 入所児童)	小学生		中学生	高校生	その他	合計			
		1~3年 (うち放課後児童数)	4~6年	計										
	市町村 全体	人	世帯	()人	()	人	人	人	人	人	人	人		
	設置 地域			()	()									
	関連施設等の状況	区分	児童館	児童センター	保育所	幼稚園	小学校	中学校	公民館	隣保館	母親クラブ	児童クラブ		
市町村 全体		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所		
設置 地域														
運 営	設置後の運営	児童厚生員の配置			利用予定人員			開館時間			開館日数			
		常勤職員 人			任意利用児童数 人			平日 ~ (時間)	年間		日			
		非常勤職員・嘱託等職員 人			放課後児童 人			土曜日 ~ (時間)	日祭日 ~ (時間)					
用 地 の 状 況	⑤ 用地の確保	・自己所有地 m ²		・公社等所有地 m ²		・民有地 m ²		計 m ²						
	民有地確保の進捗状況													
	立地条件													
	財源	千円	一般財源		特別地方債		その他		予算措置					
		千円		千円		千円		・有 ・無(対応:)						
複 合 施 設 の 状 況	⑥ 施設種別	施設名	延面積	工事費	国庫補助額	施設整備補助協議先		補助事業名						
	児童厚生施設		m ²	() 千円	千円	厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課		児童厚生施設等整備費						
				()										
				()										
	計			()										
	共用する設備(室名)													

〔活用計画等〕

1. 放課後児童健全育成事業 ・ 実施 ・ 未実施	実施の場合 利用児童数（ ）人	未実施の理由
2. 開館時間の延長 ・ 実施 ・ 未実施	実施の場合 （ ）の場合は、 : まで （ ）時間の延長	未実施の理由
3. 土日等の休日開館 ・ 実施 ・ 未実施	実施の場合 1か月（ ）日開館	未実施の理由
4. 健全育成の拠点としての活用 ・ 実施 ・ 未実施	実施の場合の具体的な内容、実施回数等	未実施の理由
5. 子育て支援の拠点としての活用 ・ 実施 ・ 未実施	実施の場合の具体的な内容、実施回数等	未実施の理由
6. 単独施設整備の場合	平日（特に午前中）の活用計画	複合施設にしない理由

*実施・未実施のいずれかを○で囲むこと。

*上記の活用計画等は、当該児童厚生施設等整備費補助の採択の参考とするものであること。

- (添付資料)
1. 今回建設予定の建物の配置図、平面図（A4版・・・二つ折等可）
 2. 部屋別の用途を別紙にて添付のこと。
 3. 用地の買収及び借用の場合は、それを証明できる書類
 4. 改築の場合には、老朽度調査表、写真
 5. 大規模修繕の場合には、修繕理由、概要（図面等添付）、見積書、写真
 6. 設備加算を協議する場合には、見積書を添付。

(記入要領)

1. 本協議書及び添付資料はA4版で提出すること。

2. 見出し欄

- (1) 継続とは、本体建物の工事期間が2か年度に渡ることをいい、継続事業の場合は有に、単年度事業の場合は、無に○を付すこと。
- (2) 複合とは、他の施設との合築による建物をいい、複合施設の場合は有に、単独施設の場合は無に○を付すこと。

3. ①事業費等欄

- (1) 面積は、小数点以下第2位まで表示すること。(第3位以下は切り捨て)
- (2) 金額欄の()内には、継続事業の場合の2か年度合計額を記入すること。
- (3) 施設整備費の国庫補助基準額、都道府県(指定都市・中核市)補助予定額、国庫補助基本額、要国庫補助額欄には、交付要綱の別紙(1)の各欄に該当する金額を計上すること。
- (4) また、総事業費、対象経費の実支出(予定)額欄には、交付要綱の別紙(1)の各欄に該当する金額を計上することとし、< >には、寄附金その他の収入額を別掲すること。

4. ③設置地域の状況等欄

- (1) 市町村整備方針欄は、当該市町村における今後の児童厚生施設設置計画(小学校区に1館整備等)または計画検討の状況等を記入すること。
- (2) 地域の状況欄は、建設地域の特色及び各種地域特別法の区域指定状況等を記入すること。
- (3) 地元同意の状況等欄は、施設建設にあたり地元説明・同意の状況及び日照問題等の解決状況等を記入すること。

5. ⑤用地の状況欄

- (1) 民有地確保の進捗状況欄は、売買又は借地に係る同意書徴取の有無、仮契約締結の有無、本契約締結の予定時期等を記入すること。
- (2) 立地条件欄は、利用児童の利便性及び過去の災害発生状況等を記入すること。

6. ⑥複合施設の状況欄

- (1) 本欄には複合施設の場合のみ記入し、本件協議施設も含めて記入すること。
- (2) 延床面積欄の計は、建物全体の延床面積になること。
- (3) 工事費欄の()内には、継続事業の場合の2か年度合計額を記入すること。
- (4) 施設整備補助協議先欄は、各施設ごとに
 - (ア) 国庫補助事業の場合は当該省庁補助協議局名、
 - (イ) 都道府県補助事業(国庫補助なし)の場合は当該都道府県補助協議部課名、
 - (ウ) 市町村補助事業(国庫・県費補助なし)の場合は当該市町村補助協議部課名、を記入すること。
なお、いずれからも補助を受けない施設は空欄とすること。
- (5) 補助事業名欄は、施設整備補助協議先における補助事業名を記入すること。(いずれからも補助を受けない施設は空欄)

7. 活用計画等欄

- (1) 具体的、詳細に記入すること。(枠内に納まらない場合は、別紙として添付すること)
- (2) 開館時間の延長欄は、特定の曜日や特定の期間(夏休み等)または、特別な行事を行う日等には、通常の開館時間よりも延長を行う場合に記入すること。
- (3) 健全育成の拠点としての活用欄は、例えば、近隣の放課後児童クラブとの連携や母親クラブや子ども会等の地域組織活動の育成助長等を図るための活用、また、年長児童、特に中高校生を対象とした相談事業の実施などの活用状況(予定)を記入すること。
- (4) 子育て支援の拠点としての活用欄は、例えば、地域の保育所等との連携や子育て相談の実施などの活用状況(予定)を記入すること。

平成19年度 大型児童型整備計画協議書

			都道府県名		
施設種別	1. A型 2. B型	施設名	建設地市町村名		
経営主体		工事区分	1. 創設 2. 改築 3. 大規模修繕	継続・複合	継続(有・無) 複合(有・無)

① 事業費等	規模等		事業費の内訳	整備区分	国庫補助基準額	国庫補助基本額	要国庫補助額	継続事業の場合の出来高		
	構造	RC・B・W 他() 階建			千円	千円	千円	平成18年度	%	
	建築面積	_____m ²		整備費					平成19年度	%
	延床面積	_____m ²		初度設備相当加算					平成20年度	%
	研修室 *再掲	_____m ²		車両					計	100%
	展示室 *再掲	_____m ²		合計					改築の場合の老朽度・現存率	
	多目的ホール *再掲	_____m ²		総事業費	()					_____点・%
	ギャラリー等			<寄附金等>	< >					改築に伴う財産処分の有無 有・無
	既存施設の状況	建築年度 _____年度		対象経費の実支出(予定)額	()					大規模修繕の場合の見積金額
	構造	RC・B・W 他()		初度設備相当加算		品目	対象経費の実支出(予定)額	整備状況		
延床面積	_____m ²				千円	1. 施設と一体的 2. 施設に固定 3. 施設設計に影響 4. その他 ()				
国庫補助	有・無									
② 財源	国庫補助金	千円	県費	県費の内訳			その他	合計		
				一般財源	特別地方	県費の合計				
				千円	千円	千円	千円	千円		

様式 3-2

設 置 の 状 況	③ 整備方針及び整備理由										
	地域の状況										
	地元同意の状況										
	児童等の状況	区分	人口	世帯数	18歳未満児童数	左の内訳					
県全体		千人	世帯	人	就学前児童(うち保育所入所児童)	小学生	中学生	高校生その他			
関連施設等	区分	児童館	児童センター	児童遊園	母親クラブ	地方こどもの国	子供科学館等				
	県全体	か所	か所	か所	か所	(名称)	(名称)				
運 営	④ 県内の児童館・児童センターとのネットワーク等										
	研修会等の実施方法等										
	設置後の運営	職員の配置		開館時間		開館日数(年間)	年間利用人員	その他			
館長(専任・兼任・なし)		常勤(専任)職員	嘱託	その他	平日	土曜日	日曜日	(時間)	日	(予定)人	
用 地 の 状 況	⑤ 用地の確保		・自己所有地 m ²		・市町村等所有地 m ²		・民有地 m ²		計 m ²		
	民有地確保の進捗状況										
	立地条件										
	財源	千円		一般財源	特別地方債	その他	予算措置				
千円		千円	千円	千円	・有 ・無(対応:)						
複 合 施 設 の 状 況	施設種別	施設名	延面積	工事費	国庫補助額	施設整備補助協議先	補助事業名				
	児童厚生施設		m ²	() 千円	千円	厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課	児童厚生施設等整備費				
				()							
				()							
	計			()							
共用する設備(室名)											

- (添付資料)
- 今回建設予定の建物の配置図、平面図(A4版・・・二つ折等可)
 - 部屋別の用途を別紙にて添付のこと。
 - B型の場合は、上記に加え建設予定地近隣の自然環境のわかる地図等(A4版・・・二つ折等可)
 - 用地の買収及び借用の場合は、それを証明できる書類
 - 改築の場合には、老朽度調査表、写真
 - 大規模修繕の場合には、修繕理由、概要(図面等添付)、見積書、写真
 - 設備加算を協議する場合には、設備品目の内容がわかる書類(様式任意)

(記入要領) 様式2の記入要領に準ずること。

平成19年度 放課後児童クラブ室（単独設置分）整備計画協議書

優先順位	位/件						都道府県(市)名	
施設種別	1. 放課後児童クラブ室(単独設置分)				施設名			
施設建設地					工事区分	1. 創設		
設置主体				経営主体			継続・複合	継続(有・無) 複合(有・無)

① 事業費等	規模等	事業費の内訳	整備区分	国庫補助 基準額	都道府県 (指定都市・中核市) 補助予定額	国庫補助 基本額	要国庫補助額	継続事業の場合の出来高		
	構造		RC・B・W 他() 階建	千円	千円	千円	千円	平成18年度	— %	
	建築面積		_____m ²	整備費					平成19年度	%
	延床面積		_____m ²	総事業費	()	/	/	/	平成20年度	%
				<寄附金等>	< >	/	/	/	計	100%
				対象経費の 実支出(予定)額	()	/	/	/		
				うち 初度設備 相当分						
			品目	対象経費の 実支出(予定)額		整備状況	1. 施設と一体的 2. 施設に固定 3. 施設設計に影響 4. その他 ()			

② 財源	国庫補助金	県(市)補助金	設置者負担金					合計
			一般財源	特別地方債	福祉医療機構借入金	寄付金その他	計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	都道府県(市)の予算措置状況			当初・補正(月)	設置市町村の予算措置状況			当初・補正(月)

設 置 地 域 の 状 況	③ 市町村整備方針											
	地域の状況											
	整備理由											
	地元同意の状況											
児 童 等 の 状 況	区 分	人 口	世 帯 数	児 童 数 の 状 況								
				就学前児童 (うち保育所 入所児童)	小 学 生		中 学 生	高 校 生	そ の 他	合 計 (18才未 満児童数)		
	1～3年 (うち放課後児童数)	4～6年	計									
市町村 全 体	人	世帯	()	()	人	人	人	人	人	人		
設 置 地 域			()	()								
関 連 施 設 等 の 状 況	区 分	児 童 館	児 童 セ ン タ ー	保 育 所	幼 稚 園	小 学 校	中 学 校	公 民 館	隣 保 館	母 親 ク ラ ブ	児 童 ク ラ ブ	
	市町村 全 体	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
	設 置 地 域											
④ 運 営	設置後の運営		職 員 の 配 置			利 用 予 定 人 員			開 設 時 間		開所日数	
			放課後児童指導員 人			利用児童数 人 うち障害児 人			平日 ～ (時間) 土曜日 ～ (時間) 日祭日 ～ (時間) 夏季等休暇期間 ～ (時間)		年間 日 休所日 () () () ()	
用 地 の 状 況	⑤ 用地の確保		・自己所有地 m ² ・公社等所有地 m ² ・民有地 m ²		計 m ²							
	民有地確保の 進捗状況											
	立地条件											
財 源	千円		一 般 財 源		特 別 地 方 債		そ の 他		予 算 措 置			
	千円		千円		千円		千円		・有 ・無 (対応:)			
複 合 施 設 の 状 況	施設種別	施 設 名	延 面 積	工 事 費	国庫補助額	施設整備補助協議先		補 助 事 業 名				
	放課後児童クラブ室		m ²	() 千円	千円	厚生労働省雇用均等・ 児童家庭局育成環境課		児童厚生施設等整備費				
				()								
				()								
	計			()								
共用する設備 (室名)												

〔活用計画等〕

<p>1. 児童館との連携等</p> <p>・ 実 施 ・ 未実施</p>	<p>実施の場合の具体的な実施事業、実施方法等</p>	<p>未実施の理由</p>
<p>2. 開所時間の延長</p> <p>・ 実 施 ・ 未実施</p>	<p>実施の場合 () の場合は、 : まで () 時間の延長</p>	<p>未実施の理由</p>
<p>3. 土日等の休日開設</p> <p>・ 実 施 ・ 未実施</p>	<p>実施の場合 1 か月 () 日開設</p>	<p>未実施の理由</p>
<p>4. 健全育成の拠点としての活用</p> <p>・ 実 施 ・ 未実施</p>	<p>実施の場合の具体的な内容、実施回数等</p>	<p>未実施の理由</p>
<p>5. 放課後児童クラブとしての取組(予定)状況</p>	<p>ボランティア派遣事業 ・ 実 施 ・ 未実施 障害児の受入れ ・ 実 施 ・ 未実施 その他の取組等 () ()</p>	<p>未実施の理由</p>
<p>6. 単独施設整備の場合</p>	<p>平日(特に午前中)の活用計画</p>	<p>複合施設にしない理由</p>

* 実施・未実施のいずれかを○で囲むこと。

* 上記の活用計画等は、当該放課後児童クラブ室(単独設置分)の採択の参考とするものであること。

- (添付資料)
1. 今回建設予定の建物の配置図、平面図(A4版・・・二つ折等可)
 2. 部屋別の用途を別紙にて添付のこと。
 3. 用地の買収及び借用の場合は、それを証明できる書類

(記入要領) 様式2の記入要領に準ずること。

※ 別紙2の国庫補助基準単価には、初度設備相当額も含まれており、必要な場合は、初度設備に係る経費も国庫補助対象経費(対象経費の実支出額に計上)として取り扱って差し支えない。

独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調

都道府県・指定都市・中核市名

(法人名)

施設名

(事業計画)

区 分	事 業 量	単 価 (㎡当たり)	事 業 費 総 額	機 構 か ら の 借 入 金
施設整備	㎡	円	円	円

資 金 計 画	○機構借入金	_____ 千円	【贈与金内訳】 (贈与者) (法人との関係) (金額) _____ 千円 _____ 千円 _____ 千円 _____ 千円 _____ 千円 ※贈与者…個人、後援会及び企業等
	○国庫補助金	_____ 千円	
	○都道府県・指定都市・中核市補助金	_____ 千円	
	○都道府県・指定都市・中核市上積補助金	_____ 千円	
	○市町村補助金	_____ 千円	
	○贈与金	_____ 千円	
	○共募配分金	_____ 千円	
	○自己資金	_____ 千円	
	○その他 ()	_____ 千円	
	○その他 ()	_____ 千円	
○その他 ()	_____ 千円		
計 (総事業費)	_____ 千円	【自己資金内訳】 (提供者) (法人との関係) (金額) _____ 千円 _____ 千円 _____ 千円 _____ 千円 _____ 千円 ※提供者…個人、後援会及び企業等	

償 還 計 画	年償還 初年度償還額 _____ 円 (別途年次償還計画表を作成すること。)
---------	--

担 保	区 分		面 積	評 価 額	残 債 額	所 有 者
	土 敷 地		㎡	千円	千円	法人・第三者 ()
地	その他		㎡	千円	千円	法人・第三者 ()
建 物			㎡	千円	千円	法人・第三者 ()
借入限度額	(評価額 _____ 千円 - 残債額 _____ 千円) × 70% = _____ 千円					

保 証 人	□社会福祉振興・試験センター債務保証を利用						
	□個人保証	氏 名	年齢	職 業	法人との関係	年 収	正 味 資 産

(注) 資金計画欄の金額について、2か年事業の場合はその全体額を記入すること。

(添付資料)

1. 別表「借入金償還計画等一覧表」、又は独立行政法人福祉医療機構への借入申込書の添付書類「借入金償還計画表」及び「借入金償還財源内訳」の写し。(様式6「社会福祉法人調書」に添付した場合は省略可)
2. 償還財源確認書類(贈与契約書、贈与予定者の前年の課税証明書(預貯金を償還財源とする場合は、残高証明書を添付)、印鑑登録証明書)。
3. その他参考となる資料があれば、添付すること。

「独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調」留意事項 (主な融資チェックポイント)

【「資金計画」について】

1. 寄付金が確実に充当されるかどうか。
(例) ・ 一個人及び一法人で多額 (10,000千円以上) の寄付を行う場合。
 - ・ 土地を売却して寄付金に充てる場合。
 - ・ 後援会等による寄付の場合。(強制寄付になっていないか。)
2. 創設法人の場合、法人認可後一週間以内に贈与されることとなっているか。

【「償還計画」について】

1. 償還者の負担額が、生活に無理のない範囲であること。(課税所得の1/4以内を目安)
2. 償還者が既往借入の償還も兼ねている場合、それを含めて返済可能かどうか。
3. 償還者に役員(原則として、理事長)が入っていること。
4. 償還贈与者の承継者が確実なこと。承継者は、原則として60歳未満であること。
5. 協力法人が償還にあたる場合、財務内容(過去2年間)に問題はないか。(欠損が生じていないか。)
6. 後援会寄付による場合、過去の実績を鑑みて無理のない計画となっているか。(強制寄付になっていないか。)

【「担保」について】

1. 担保物件の残存評価額の合計が、借入申込額の1.43倍以上(借入申込限度額は、担保評価額の70%の範囲内)であること。
2. 貸付対象施設の敷地は、必ず担保提供されること。(公有地を除く。)
3. 借地の場合でも担保提供されること。(公有地を除く。)
4. 先順位に機構以外の抵当権が設定済の場合、順位変更が確実であること。
5. 医療法人が担保提供する場合、主管部局の承認が得られていること。

【「保証人について」】

1. 試験センター債務保証を利用することができる場合は、借入申込額が5億円以内(一法人)であること。なお、この場合、連帯保証人は必要ないこと。
2. 保証人が2名以上立てられていること。
3. 理事長は、原則として保証人となっていること。
4. 理事長以外の保証人は、70才以下であること。
5. 保証人については、償還を確実に履行するにたる所得があり、かつ、連帯保証人の正味資産の合計が借入申込額以上であること。

【その他】

1. 過去の監査等で問題があったかどうか。また、改善がなされているか。
2. 公職の候補者等(公職にある者を含む。)が、選挙区内の施設建設のための担保提供者・保証人・償還者となっていないか。
3. 土地取得費は、購入済の物件は貸付の対象とならないこと。

社会福祉法人調書

法人名					施設名					施設種別				
主たる事務所の所在地							施設所在地							
法人認可の状況	1 認可済 (年 月 厚生省第 号)						2 新設法人 (平成 年 月 日 認可予定)							
他経営施設の状況	施設種別	建設年数	補助金名	定員	現員	法人繰越金の状況 年 月末日現在 円								
(福) 福利厚生センター加入の有無 1 有・無 2 (1で無と回答した場合) 今後の加入予定の有無 有 (年 月加入予定) ・無														
役員 の 状 況														
役 員	年 齢	住 所			職 歴 (公職を含む)	社 会 福 祉 関 係 歴	他法人との 役員の兼務	兼 務 法 人 名						
理事長							有・無							
理事2							有・無							
理事3							有・無							
理事4							有・無							
理事5							有・無							
理事6							有・無							
理事7							有・無							
理事8							有・無							
理事9							有・無							
理事10							有・無							
監事							有・無							
監事2							有・無							
監事3							有・無							
評議員制の状況 有 (人) ・無 [諮 問 ・ 議 決]														
評 議 員	年 齢	住 所			職 歴 (公職を含む)	社 会 福 祉 関 係 歴	他法人との 役員の兼務	兼 務 法 人 名						
評議員1							有・無							
評議員2							有・無							
評議員3							有・無							
評議員4							有・無							
評議員5							有・無							
評議員6							有・無							
評議員7							有・無							
評議員8							有・無							
評議員9							有・無							
評議員10							有・無							
評議員11							有・無							
評議員12							有・無							
評議員13							有・無							
評議員14							有・無							
評議員15							有・無							
評議員16							有・無							
評議員17							有・無							
評議員18							有・無							
評議員19							有・無							
評議員20							有・無							

資 産 の 状 況					
資産区分	種 類	金 額 (評 価 額)		贈 与 者 名 、 贈 与 金 額 及 び 面 積	
基本財産	土 地	m ²		基本財産	m ²
	現 金	円			円
運用財産	現 金	円		運用財産	運転資金 円
	その他	m ² ・円			整備資金 円
合 計		円			
運用財産（現金）の使途				施 設 建 設 財 源	国・都道府県 補助・負担金 円
建設費充当分	円	建設費に占める割合	%		補助金 円
運 転 資 金	円				事 業 団 等 借 入 金 円
そ の 他	円	年間事業費	円		自 己 資 金 円
合 計	円				合 計 円
施設建設財源に対する寄付予定者の状況（自己資金内訳）					
寄付予定者名	年齢	職 業	年間所得又は利益（円）	寄付総額（円）	備 考
負 債 の 状 況					
	借 入 金	返済残額（円）	償 還 残 年 数	1. 既借入金、新規借入金ごとにその借入金総額を記入すること 2. 償還財源内訳及び償還計画については、別表により借入ごとに作成すること。	
既借入金関係					
新規借入金関係					
合 計					
県・市等の利子補給等の有無		有 ・ 無 （有の場合 年間負担額又は負担率 ）			
定款内容、敷地を他から借りる場合の地上権設定・賃借料・法人との関係等隣接地権者の承諾、汚染排水、私道、農地転用許可、地役権設定者の承認及び法人・施設名称に個人名を使用等問題はないか。					
その他県担当者の意見、問題の有無等の参考事項					

(記入上の注意事項)

1. 施設長予定者は、役員欄の理事の番号に○印を付し、社会福祉関係歴欄の右端に資格の有無を記入すること。
2. 職歴は、事業種類、事業所名及び役職を記入すること。
3. 役員及び評議員が他の社会福祉法人の役員等と兼務している場合は、兼務法人名及び役職を記入することとする。
4. 建物を運用財産としている場合には、「運用財産」の「その他」に必ず記入し、その理由書を添付すること。

(添付資料)

1. 法人役員履歴書（評議員についても同様）
2. 借入金償還計画等一覧表（別紙様式5「独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調」の別紙の様式を使用：借入先ごとに作成すること）。ただし、独立行政法人福祉医療機構からの借入分については、独立行政法人福祉医療機構への借入申込書の添付書類「借入金償還計画表」及び「借入金償還財源内訳」の写しで可。
3. 予算書及び決算書
4. その他参考となる資料があれば、添付すること。

法人審査結果報告書

都道府県市名 _____

1. 法人名 _____ (既存 / 新設)

(1) 新設法人について

- ・ 社会福祉法人審査基準（「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援発第2618号・老発第794号・児発第908号）の別紙1）に照らし、法人設立の条件は整っているか。

適 / 否 / 審査中

(2) 既設法人について

- ・ 法人運営、理事会機能、指導監査結果等、法人及び施設の運営について問題なしと認められるか。

適 / 否 / 審査中

2. 法人の経営施設及び今回の整備計画について

No.	施設種別	施設名称	今回整備	整備区分
1			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	

(1) 県外施設の有無 有 / 無

該当施設： 上記 No. _____、所在地 _____
 : 上記 No. _____、所在地 _____
 : 上記 No. _____、所在地 _____

その必要性について 適 / 否 / 審査中

適否の理由 (_____)

(2) 県内複数か所の設置 有 / 無

施設の所在地： 上記 No. _____、所在地 _____
 : 上記 No. _____、所在地 _____
 : 上記 No. _____、所在地 _____
 : 上記 No. _____、所在地 _____

その必要性について 適 / 否 / 審査中

適否の理由 (_____)

3. 法人の役員について

(1) 理事、監事、評議員の選任について

適/否/審査中

適否の理由 ()

(2) 理事長（予定者）が他の法人の理事長を兼ねる。
別法人として設立する必要性について

兼ねる/兼ねない
適/否/審査中

適否の理由 ()

4. 資金計画について

(1) 寄付行為の確実性について

適/否/審査中

- ・ 贈与契約については、契約書の写し及び寄付予定者の印鑑登録証明書等による確認を行ったか。
- ・ 寄付者の所得能力等については、所得証明書、納税証明書、預貯金の残高証明書等による確認を行ったか。

(2) 償還計画の確実性について

適/否/審査中

- ・ 借入金に対する償還財源等に寄付金を予定している場合について、(1)と同様の確認、特に個人の寄付については、年間の寄付額をその者の年間所得から控除した額が、社会通念上その生活を維持するに足ると認められる金額を上回っていることの確認など、を行ったか。

5. 上記1～4の中で審査中とした審査、案件について

審査案件	問題点	今後の処理方針	完結予定日

※審査が完結した時点で、再度必ず報告すること。
(完結報告があるまで国庫補助内示は一切行わないので十分に注意されたい。)

児童厚生施設等整備予定状況等調

都道府県・指定都市・中核市名

1. 管内市町村の状況（平成18年4月1日現在）

- ①管内市町村数 ○市 ○町 ○村 計 ○○市町村
 ②うち 小型児童館又は児童センターを設置している市町村数 ○市 ○町 ○村 計 ○○市町村

2. 整備予定状況等

市 村 町 名	小 型 児 童 館			児 童 セ ン タ ー				放 課 後 児 童 ク ラ ブ 室				備 考	
	設 置 か 所 数	19年度 整 備 予 定 か 所 数	20年度 整 備 予 定 か 所 数	21年度 整 備 予 定 か 所 数	設 置 か 所 数	19年度 整 備 予 定 か 所 数	20年度 整 備 予 定 か 所 数	21年度 整 備 予 定 か 所 数	設 置 か 所 数	19年度 整 備 予 定 か 所 数	20年度 整 備 予 定 か 所 数		21年度 整 備 予 定 か 所 数
		[]	[]	[]		[]	[]	[]		[]	[]	[]	
		[]	[]	[]		[]	[]	[]		[]	[]	[]	
		[]	[]	[]		[]	[]	[]		[]	[]	[]	
		[]	[]	[]		[]	[]	[]		[]	[]	[]	
		[]	[]	[]		[]	[]	[]		[]	[]	[]	
		[]	[]	[]		[]	[]	[]		[]	[]	[]	
		[]	[]	[]		[]	[]	[]		[]	[]	[]	
		[]	[]	[]		[]	[]	[]		[]	[]	[]	
		[]	[]	[]		[]	[]	[]		[]	[]	[]	
		[]	[]	[]		[]	[]	[]		[]	[]	[]	
		[]	[]	[]		[]	[]	[]		[]	[]	[]	
		[]	[]	[]		[]	[]	[]		[]	[]	[]	
		[]	[]	[]		[]	[]	[]		[]	[]	[]	

3. 県立児童厚生施設の設置状況等（平成18年4月1日現在）

- ①設置の場合の施設名 ()
 ②未設置の場合の予定等

	1 9 年 度	2 0 年 度	2 1 年 度 以 降	備 考
A型				
B型				

（記入要領）

- 「管内市町村の状況」について
 - 管内市町村数は、平成18年4月1日現在で記入すること。
 - ②の小型児童館、児童センターを設置している市町村数は、小型児童館、児童センターの両方を同一市町村で設置している場合、重複計上することのないよう留意すること。
- 「整備予定状況等」について
 - 記入については、国庫補助協議の有無に関わらず、管内全市町村の状況を記入すること。
 - 設置か所数欄の合計数は、平成18年4月1日現在で福祉行政報告例に報告した数値と一致すること。
 - 整備予定か所数の上段 [] 内には、改築分を内数で記入すること。なお、大規模修繕及び拡張の場合は、備考欄に内数で記入すること。
 - 休館中の施設については、設置か所数欄には記入せず、備考欄にその旨記入すること。

【児童環境づくり基盤整備事業関係】

[児童環境づくり基盤整備事業関係]

(1) 民間児童館活動事業等の中核市への大都市特例の適用について

児童厚生施設等整備費と同様に、民間児童館活動事業及び児童福祉施設併設型民間児童館事業についても、平成19年度から、地域の実情に応じた事業実施を可能とするため、中核市を指定都市と同様の取扱いとする制度見直し（中核市への大都市特例の適用）を行うこととしているので、中核市におかれては、交付申請等の手続において、国に直接、書類等提出いただくことになるので、対応方よろしくお願ひしたい。

なお、総務省への地方交付税の補助うら分要望も同様である。

(2) 児童育成事業推進等対策事業について

本事業については、全国的な事業展開に際してのモデル的な事業を対象として、事業費の10/10相当（上限あり）を補助するものであり、平成19年度事前協議について、別冊資料のとおり、「平成19年度児童環境づくり基盤整備事業（児童育成事業推進等対策事業）の協議等について」の通知を発出することとしている。

来年度においても、優先採択事項をお示しし、子どもの健全育成や地域の子育て支援に積極的に取り組む都道府県、市町村が実施する創意工夫のある先駆的な事業などをその対象とする予定である。

なお、18年度と同様に事業評価書の提出を求め、対費用効果や次年度以降の取組に活かされた点等も考慮に入れ、十分審査し採択するかを決定することとしているので、ご承知いただきたい。

また、本事業については、都道府県及び市町村において積極にご活用いただき、子どもの健全育成や地域の子育て支援に資する取組を全国的に展開いただきたいと考えているが、特に市町村において、本事業について認識していないなど、周知が徹底されていない状況が見受けられるので、都道府県におかれては、管内市町村への周知徹底を行っていただくようよろしくお願ひしたい。

(3) 地域子育て支援拠点事業の実施について

平成19年度から、子育て中の親子が気軽に利用できる子育て支援の拠点整備を図るため、「地域子育て支援拠点事業」（別冊参照）を実施することとしているが、本事業においては、ひろば型、センター型に加えて、民営の児童館等を活用した児童館型を新たに設けることとしている。

本事業については、先般、実施要綱（案）をお示しし、御意見・御質問等をお聞きしたところであり、その回答については、別冊資料のとおりで

ある。

本事業の実施主体は市区町村であり、事業の運営の全部又は一部を委託等することができることとしている。また、委託による場合と同等の市区町村の関与があると認められる場合には、補助の対象とすることとしているが、同等の関与があると認められる場合とは、具体的には、運営協議会などを設置し、そこに行政職員が参加することで、事業の内容等重要な事項について市区町村の意見が反映される仕組みとなっていることや、事業実施状況について、事業実施主体から定期的に市区町村に対して報告がなされ、必要に応じ市区町村の指導を受けることとされているような場合であるので、ご留意願いたい。

各自治体におかれては、地域の実情や子育て親子のニーズ等を踏まえ、ひろば型、センター型、児童館型の機能を活かしながら、積極的な事業展開を図っていただくとともに、ひろば型における「出張ひろば」や、ひろば型及び児童館型における「地域の子育て力を高める取組」を積極的に実施していただき、地域と一体となった子育て支援を推進していただきたい。(児童館型は、「地域の子育て力を高める取組」のうち「ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組」のみが対象となるので注意されたい。)

なお、「地域の子育て力を高める取組」における「ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組」については、学生等ボランティアが恒常的に(例えばローテーションのような形で)、実際に事業に従事している場合に対象となり、一時的(例えば、夏休みや休学期間等)な受入のみの場合は対象とはならないのでご留意願いたい。

また、「世代間の交流を継続的に実施する取組」、「父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組」については月1回以上、「公民館、街区公園、プレーパーク等に職員が出向き、必要な支援や見守りを行う取組」については週1回以上、原則として実施すること。(通算して、年間で12回以上、月で4回以上の実施では対象とならない。)

児童館型については、学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親と子の交流、つどいの場を設置し、子育て中の親などの当事者等をひろば担当のスタッフとして参加(1名以上、非常勤でも可)させた身近で利用しやすい地域交流活動を実施するものであり、児童館等においても子育て家庭への支援のより一層の充実を図ることとしているので、児童館等の機能強化の観点からも、積極的な取組をお願いしたい。

なお、児童館型の実施に当たっては、児童館等に従事する児童の遊びを指導する者(児童厚生員)は、ひろば担当者をサポートして子育て中の親と子の援助に当たることとし、直接ひろば担当者となって児童館型の補助対象となることはないので、この点留意されたい。

また、公営の児童館等の事業費等は既に一般財源化されているところであるが、より一層の活用を図るため、つどいの場を設置する際には、本事業のひろば型又はセンター型での実施が可能であるので、事業の実施場所の選定に当たっては、その活用もご検討いただきたい。

平成19年度 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱（案）

別 紙

児童環境づくり基盤整備事業実施要綱

1 目 的

少子化や核家族化の進行、未婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化に加え、結婚した夫婦の出生率の低下、夫婦共働き家庭の一般化、家庭生活との両立が困難な職場など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てしやすい環境を図るとともに、次代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。

2 事業の内容

この要綱において、次の事業を児童環境づくり基盤整備事業とする。

- (1) 県立児童厚生施設事業（ネットワークづくり事業）（内容については、別添1のとおり）
- (2) 児童環境づくり推進機構事業（内容については、別添2のとおり）
- (3) 児童育成事業推進等対策事業（内容については、別添3のとおり）
- (4) 健全育成推進事業（内容については、別添4のとおり）
- (5) 民間児童館活動事業（内容については、別添5のとおり）
- (6) 児童福祉施設併設型民間児童館事業（内容については、別添6のとおり）
- (7) 地域組織活動育成事業（内容については、別添7のとおり）
- (8) 児童ふれあい交流促進事業（内容については、別添8のとおり）
- (9) 地域子育て支援拠点事業（内容については、別添9のとおり） [別冊参照]

3 事業の実施方法等

各事業の実施については、別添1～9に定めるところによるものとする。

別添1 県立児童厚生施設事業（ネットワークづくり事業）実施要綱

1 趣 旨

都道府県が設置する児童厚生施設（以下「県立児童厚生施設」という。）と都道府県内（以下「県内」という。）の児童館・児童センターとのネットワークづくりを推進するとともに児童館の設置されていない地域を中心に移動型児童館（以下「プレーバス」という。）を巡回させること等により、児童健全育成の一層の向上を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容及び実施方法

この事業は、県立児童厚生施設が、県内の児童館・児童センターと連携を図り、次の事項を基本として実施するものであること。

(1) ネットワーク運営委員会（以下「ネットワーク委員会」という。）の設置

本事業を実施するため、県立児童厚生施設の施設長、児童館長、母親クラブ役員及び子ども会役員等を委員とするネットワーク委員会を設置し、年間総合計画等を立案するものとする。

なお、ネットワーク委員会として、「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知）の1の（3）のアに定める運営委員会を充てても差し支えないこと。

(2) 児童館活動等の情報の収集

県内の児童館活動の内容、利用状況及び児童遊園その他の遊び場の利用状況等を把握し、幅広く情報提供すること。

(3) 遊びの指導技術の開発研修

児童館等で開発、改良された新しい遊びの指導技術について、その研修を行うこと。

(4) プレーバスの巡回等

① 児童館の設置されていない地域を中心に、土・日曜、祝祭日及び夏休み等を利用し、プレーバスの巡回を行うこと。

② 巡回に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者を派遣することとし、地域の児童館及び母親クラブ等のボランティアの協力を得ること。

(5) 広報誌の発行等

児童館活動事例、イベント情報及びプレーバスの巡回に係る活動状況等の情報を県内の児童館等へ提供するため、広報誌の発行など幅広く情報提供を行うこと。

4 費 用

都道府県が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添2 児童環境づくり推進機構事業実施要綱

1 趣 旨

少子化や核家族化の進行等子どもと家庭を取り巻く環境の変化に対応し、子育て家庭を支援するための事業や子どもを取り巻く環境を改善するための事業等を振興・助成するため、その推進母体として財団法人こども未来財団が設置されている。

地方においても、地域の実情に応じた子育て家庭への支援及び子どもを取り巻く環境の改善を具体的に進めるため、中央に財団法人こども未来財団を位置づけ、特に大都市を抱える都道府県を中心に児童環境づくり推進機構（以下「推進機構」という。）による子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの一層の推進を図る。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は推進機構として厚生労働大臣が認めた法人とする。ただし、都道府県は、事業の全部又は一部について推進機構として厚生労働大臣が認めた法人に委託して実施することができるものとする。

3 事業内容

(1) 地域の子育て・子育て力を高める気運づくり

① 児童環境づくり運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置・運営

(ア) 推進機構には、運営協議会を設置するものとする。

(イ) 運営協議会は、福祉関係、保健医療関係、教育関係、経済関係、労働関係、マスコミ等各種団体等の関係者及び本事業を推進するため必要と認められる個人（子育て当事者等）又は団体等をもって構成すること。

(ウ) 運営協議会は、本事業の実施に関する企画・立案を行うとともに、運営協議会の構成団体等は傘下組織を含めて必要な協力を行うものとする。

なお、必要に応じて運営協議会の下部組織として部会を置くことができるものとする。

② 子育てや子どもの育ち等をテーマにした取組

地域全体で子育てや子どもの育ち、子育て支援のあり方等を考え、子育てしやすい環境やそのまちづくりを進めるため、推進機構及び運営協議会構成団体等によるフォーラム、ワークショップ等の開催、テレビ・ラジオ、インターネット等を利用した広報活動及び子どもや子育て当事者等の視点を取り入れた機関誌等の発行

(2) 子育てや子育て支援に関するネットワークの充実強化

管内の子育てサークルやボランティア団体等地域の子育て支援関係団体、行政、民間団体・企業等の交流を促進し、地域における子育て支援活動の強化に向けた円滑な連携を図るための取組を実施する。

(3) 地域の子育て人材確保・養成に関する取組

① 子育て環境づくりを進める人材の育成・支援

地域における子育て支援活動を積極的に展開する、福祉、保健、医療、教育、健全育成等の幅広い分野の指導的役割を担う人材を対象としたセミナー等を開催する。

② 親、学生等に対する子育て講座等の開催

核家族化が進む中、子育ての知識を身につける機会が少ない父親・母親や、学生その他子育てに関心のある者を対象とした講座等を開催する。

(4) 子育て環境づくりに資する地域の実情に応じた取組

次世代育成支援対策等を踏まえ、地域の実情に応じた先駆的な子育て支援事業であって、その成果等を他の都道府県に向けて発信・普及することができる取組を実施する。

5 事業実施の手続き

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める方法により、事前に協議を行うものとする。

6 留意事項

- (1) 推進機構には、都道府県や関係団体との密接な連携の下に、本事業を総合的に進めていく強力な指導力を発揮できる人材を確保すること。
- (2) 財団法人こども未来財団が実施する事業との連携、調整を図り、事業の効果的、効率的実施・協力を努めること。
- (3) 都道府県社会福祉協議会、都道府県児童福祉関係団体等と共働で実施するなど協力体制を整備するとともに、各種NPO・ボランティア団体の協力はもとより、幅広い参加と協力が得られるよう配慮するものとする。
- (4) 上記3の事業内容に係る費用のうち人件費は、3分の1以下であること。

7 費用

都道府県が実施する事業、又は助成する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添3 児童育成事業推進等対策事業実施要綱

1 目的

児童の健全育成に資する模範的・先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、事業の一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容

次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。

ただし、国が別途定める国庫負担（補助）制度の対象となる事業は除外する。

(1) 児童育成のための普及啓発事業

(2) 児童健全育成に資する模範的・奨励的事业

(3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条の規定により設立された法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業

(4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議

(5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業

(6) その他(1)～(5)に準ずる事業

4 事業実施の手続き

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める方法により、事前に協議を行うものとする。

5 留意事項

(1) 6の(2)に定めるとおり、国の補助は原則として単年度であるが、事業の実施主体は、当該事業を継続するよう努めるものとする。

(2) 国は、事業実施の成果を普及するため、実施主体に対して、事業の分析、検証等を行うよう求めることができるものとする。

6 費用

(1) 都道府県、政令指定都市並びに中核市及び市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(2) 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとする。

別添4 健全育成推進事業実施要綱

1 趣 旨

児童の健全育成の場で働いている職員等に対して研修を行うことにより、児童の健全育成の充実を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、政令指定都市及び中核市とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) 地域組織連絡協議会助成事業

家庭及び地域社会において児童の健全な育成が推進されるよう設置された、地域組織連絡協議会が行う地域の子育て支援、地域の児童の安全確保にかかわる内容を基本とした、地域組織活動の促進及び指導者を育成するなど組織の運営の発展を図る研修等に対して助成する事業。

(2) 地域子育て環境づくり支援事業

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する事業。

(3) 児童ふれあい交流支援事業

中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するために市町村が実施する「児童ふれあい交流促進事業」を推進するため、都道府県域で設置する協議会等の運営や啓発活動、情報提供、研究等を実施する事業。

4 費 用

都道府県、政令指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添5 民間児童館活動事業実施要綱

1 趣 旨

民間児童館の創意工夫・柔軟な対応等の特色を生かし、地域の実情・需要に応じた活動の積極的な取組を実施することにより、地域児童の健全育成を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は民間児童館を運営する者（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」（以下「運営要綱」という。）の第2の2（2）～（4）に定める者をいう。）とする。

3 事業内容

運営要綱及び平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知「児童館の設置運営について」に定める活動のほか、次の事業を実施するものであること。

（1）自然体験活動事業

ひきこもりや不登校等の児童に配慮し、サマーキャンプ等野外での活動を行うものとする。

（2）子どもボランティア育成支援事業

子ども自身によるボランティアグループの育成を図り、その活動についての支援を行うものとする。

（3）児童健全育成相談支援事業

中・高校生を含む年長児童等及び保護者等からの相談に応じ、学校等関係機関と連携を図り、個別または集団指導を定期的に行うものとする。

（4）年長児童等来館促進事業

児童館への中・高校生の来館を促進するため、中高生が自主的にイベント等の催しを開催するための活動支援を行うものとする。

（5）地域子育て支援拠点事業（児童館型）

学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親と子の交流、つどいの場を設置するとともに、子育て中の親などの当事者等をスタッフとして参加させた身近で利用しやすい地域交流活動を行うものとする。

なお、本事業は、（1）～（4）に加えて、民間児童館が実施する事業としての位置づけであるが、事業内容等については、別添9「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に定めるものとする。

4 費 用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- （1）市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業
- （2）政令指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

別添6 児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱

1 趣 旨

民間の児童福祉施設に併設した児童館において、児童養護施設、保育所等の児童福祉施設の専門的な養育機能を活用して、児童健全育成、児童養育等に関する相談援助活動、各種子育て支援サービスの利用促進等を実施することにより児童館事業の総合的な展開を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は民間児童館を運営する者（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2の2（2）～（4）に定める者をいう。）とする。

3 事業内容

（1）児童福祉施設で行う事業

児童館を併設する児童福祉施設においては、延長保育等の特別保育事業、児童家庭支援センターで行う事業、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護（トワイライトステイ）等事業等地域の実情に応じた児童健全育成のための事業を行うものとする。

（2）併設した児童館で行う事業

併設された児童館において、①から③までに掲げる事業を行うものとする。

① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の放課後児童健全育成事業

② 地域児童育成活動支援事業

地域の実情に応じて、次に掲げるような児童の健全育成に関する地域の各種活動の支援、サービスの利用の促進を行う。

（ア）相談事業

地域住民からの児童の健全育成、養育に関する各種の相談への対応。

（イ）啓発活動、福祉サービス利用の調整等

短期入所生活援助（ショートステイ）事業、延長保育等の特別保育事業、放課後児童健全育成事業等各種子育て支援のためのサービスの実施状況、利用方法等についての情報の提供及びその積極的な利用についての啓発、利用の調整。

地域の児童健全育成に関する様々な情報（行事、講座等）の収集及び地域住民に対する情報提供。

（ウ）地域住民による自主的な活動の支援等

児童の健全育成に関する子ども会、母親クラブ等の地域組織活動等地域ボランティアグループの活動の紹介及び必要に応じ日頃の活動に対する支援。

（エ）関係機関等への連絡・協力

児童相談所、福祉事務所、学校、児童委員等関係機関との連絡及び関係機関による地域の児童とその家庭の状況把握への協力。

（オ）地域行事との連携

児童館利用児童の地域行事への参加の勧奨等による他世代との交流の促進。

③ 児童健全育成特別事業

児童福祉施設の専門的機能を活用して、次に掲げるような児童健全育成に関する特別事業を行う。

（ア）子育て支援

専業主婦を対象とした育児セミナーの開催、子育て支援サークルの設置促進、育児に関する情報提供等による子育て支援。

（イ）異年齢児との交流

保育所の乳幼児や児童養護施設の児童等と児童館利用児童との交流による異年齢児との人間関係を構築する活動。

(ウ) 引きこもり・不登校等児童に対する支援

児童委員等との連絡や巡回相談等による引きこもり・不登校等児童の状況等の把握及びこれらの児童に対する指導。

(エ) 思春期児童の養育の支援

情緒不安定な思春期児童を抱える保護者に対する思春期児童対応講座等を開催等思春期児童の養育に関する保護者交流グループの育成・支援。

(3) 職員の配置

社会福祉士、保育士、児童の遊びを指導する者及び児童指導員のいずれかの資格を有する者を配置するものとする。

4 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(1) 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業

(2) 政令指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

別添7 地域組織活動育成事業実施要綱

1 趣 旨

児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は地域組織（3に掲げる母親クラブ等をいう。）とする。

3 組織及び運営

地域組織活動の組織及び運営は、次により行うものであること。

- (1) 地域組織は、母親の連帯組織など児童健全育成に寄与する自主的な団体（母親クラブ等）とし、1組織の会員は、概ね30人以上とすること。
- (2) 地域組織には、会員の互選により会長、副会長、委員等の役員を置くとともに、その運営は会員の協議により行うものとする。
- (3) 地域組織の活動は、児童厚生施設やその他の公共施設と有機的な連携をもつものとする。
- (4) 地域組織は、政治上又は宗教上の組織に属さないものとする。
- (5) 地域組織は、その収入及び支出の状況を常に明確にしておくこと。

4 活 動

地域組織は、地域における児童福祉の向上を図るため次の活動を行うこと。

- (1) 親子及び世代間の交流、文化活動
「家庭の日」を設けたり「こどもの日」や「敬老の日」などを利用し、親子やお年寄りとの交流を図るため、野外での交流活動を企画実行したり、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。
- (2) 児童養育に関する研修活動
児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修会などを開催する。
- (3) 児童の事故防止等活動
地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動、犯罪の被害から守るための活動等の奉仕活動を行う。
- (4) その他、児童福祉の向上に寄与する活動
なお、地域組織等の活動に際しては、地域組織等の年間活動計画を策定し、地域の理解と協力を得るよう広報等に努めるほか、必要に応じて関係行政機関等と緊密な連携を図ること。

5 費 用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- (1) 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業
- (2) 政令指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

別添8 児童ふれあい交流促進事業実施要綱

1 趣 旨

近年、不登校や引きこもりの増加など児童や家庭をめぐる様々な問題が発生し、深刻な社会問題となっている。この要因として、同世代を含めた人間関係の希薄化やコミュニケーションの不足があげられている。このため、市町村における地域の実情に応じた新たな取り組みとして、児童館等を活用した、児童の親子でのふれあい、様々な人との出会い、地域の仲間づくりを促進し、子育て家庭の支援や児童の健全な育成を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人、特定非営利活動法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができるものとする。

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) 年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業

小学校高学年、中学生及び高校生が乳幼児と出会い、ふれあい、交流する事業であり、その実施に当たっては、赤ちゃん講座などの事前学習を開催し、直接、乳幼児とふれあうための交流事業を実施するものとする。

事前学習の実施に当たっては、乳幼児の発達、生命や性についての講義を行うとともに、赤ちゃん人形等の教材を使用し、乳幼児の安全な抱き方や遊び方を体験させ、乳幼児健診の場や児童福祉施設等の見学を行うなど実習を取り入れること。

また、交流事業の実施に当たっては、保健師、助産師、保育士等の協力を得て、衛生管理及び事故防止等のために細心の注意を払うこと。

(2) 中・高校生居場所づくり推進事業

地域に中・高校生の健全な居場所を確保するため、中・高校生の利用ニーズの高いパソコンや音楽機材、演劇、創作ダンス、スポーツ等の専門的な講習を行うとともに交流事業を実施するものとする。

事業の実施に当たっては、企画段階から中・高校生の参加を促進することとし、中・高校生の意見を踏まえた内容とすること。

(3) 絵本の読み聞かせ事業

親子のふれあいの機会を作るため、絵本の読み聞かせに関する講習会を行うとともに親同士の交流事業を実施するものとする。

講習会については、保育士や幼稚園教諭、図書館司書等を講師として、乳幼児を持つ親を対象に、読み聞かせに適した絵本の選定のポイントや読み聞かせの方法に関する内容とし、必要に応じ、乳幼児期に適した絵本を紹介する等、絵本に関わる情報提供も行うこと。

(4) 親と子の食事セミナー事業

子どもの栄養改善と食を通じた心の健全育成を図るため、健全な食事環境を通じた家族の団らんの大切さや食事の楽しさ等を学ぶため、食事に関する講習会（食事セミナーなど）を行うとともに親子や親同士の交流事業を実施するものとする。

講習会については、管理栄養士や栄養士等を講師として、親と子を対象に、実習の導入や各種教材の活用等を図り、食事に関する興味・関心を高めるような内容とすること。

(5) 巡回児童館事業

児童の健全育成を図るため、児童館から離れた地域や児童館が無い隣接市町村の団地の集会室等に、児童館の職員が定期的（月1回以上）に出向き、ボランティア等との連携のもとに主に就学前児童と専業主婦の親子に対し、遊びの指導や子育て相談等を行うものとする。

4 留意事項

市町村及び事業の委託を受けた社会福祉法人等（以下「市町村等」という。）は、この事業の実施に当たっては、次の事項に留意するとともに、本事業の地域住民への周知を図るなど、事業の円滑かつ効果的な運営に努めること。

- (1) 本事業は、児童館、公民館、保健センター等の公的施設を活用し、事業実施に適した場所で行うこと。
- (2) 本事業の実施について、児童館、学校、公民館、保健センター、保育所等の関係する機関との連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めるとともに、児童委員・主任児童委員及び母親クラブ、食生活改善推進員等の地域のボランティアの協力を得るよう努めること。
- (3) 本事業の効率的な事業実施のため、それぞれの事業の有識者のほか、本事業の参加対象者の意見を聞きながら、事業開始に当たっての事前打ち合わせを行うこととし、事業計画を策定するなど計画的な実施に努めること。

5 費用

(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ①市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業
- ②政令指定都市及び中核市が実施する事業

(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、参加者から徴収することができるものとする。

別添9 地域子育て支援拠点事業実施要綱（別冊参照）

- 1 趣 旨
- 2 実施主体
- 3 実施形態
- 4 事業内容
- 5 実施要件
- 6 留意事項
- 7 事業の実施手続等
- 8 費 用

平成19年度 児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱（案）

（通 則）

- 1 児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、児童環境づくり基盤整備事業を実施し、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
 - （1）県立児童厚生施設事業（ネットワークづくり事業）

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添1「県立児童厚生施設事業（ネットワークづくり事業）実施要綱」により、都道府県が実施する事業。
 - （2）児童環境づくり推進機構事業
平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添2「児童環境づくり推進機構事業実施要綱」により、都道府県が実施する事業及び厚生労働大臣が認めた法人に対して都道府県が補助する事業。
 - （3）児童育成事業推進等対策事業
平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「児童育成事業推進等対策事業実施要綱」により、都道府県、政令指定都市並びに中核市及び市町村が実施する事業。
 - （4）健全育成推進事業
平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添4「健全育成推進事業実施要綱」により、都道府県、政令指定都市及び中核市が実施する事業。
 - （5）民間児童館活動事業
平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添5「民間児童館活動事業実施要綱」により、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに政令指定都

市及び中核市が実施する事業又は助成する事業。

(6) 児童福祉施設併設型民間児童館事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6「児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱」により、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに政令指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業。

(7) 地域組織活動育成事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添7「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに政令指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業。

(8) 児童ふれあい交流促進事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添8「児童ふれあい交流促進事業実施要綱」により、市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が実施する事業。

(9) 地域子育て支援拠点事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添9「地域子育て支援拠点事業実施要綱」により、市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が実施する事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額、次のウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の県立児童厚生施設事業費及び健全育成推進事業費について、第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ウ 別表の第1欄の児童環境づくり推進機構事業費及び児童育成事業推進等対策事業費について、第1欄の区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

(2) 指定都市・中核市分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより

算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

イ 別表の第1欄の健全育成推進事業費及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 市町村分（特別区を含み指定都市、中核市を除く。）

別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

イ 別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(4) 社会福祉法人等分

別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費のうち、民間児童館活動事業費について、次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを社会福祉法人等ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県又は指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の下限)

5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあっては100万円、中核市にあっては50万円、市町村（特別区を含む。）にあっては10万円に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 直接補助事業に係る場合

ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければなら

ない。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ウ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 間接補助事業に係る場合

ア 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村若しくは社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のアからオに掲げる条件(ただし、社会福祉法人等については、オの条件にかえ「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。)を付さなければならない。この場合において(1)のア及びウ中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(1)のイ中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と(1)のウ中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。

イ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。

ウ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う別表の第1欄の県立児童厚生施設事業、児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村若しくは社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業

都道府県知事は、別紙様式2による申請書に係る書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業、市町村児童環境づくり基盤整備事業費及び社会福祉法人等が行う別表の第

1 欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業

指定都市及び中核市市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業

ア 市町村長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を取りまとめ、別紙様式4による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として90日以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 県立児童厚生施設事業、児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業、民間児童館活動事業、児童福祉施設併設型民間児童館事業、地域組織活動育成事業、児童ふれあい交流促進事業、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブ等支援事業

都道府県知事又は指定都市及び中核市市長は、事業完了後、1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式5による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 市町村が行う児童育成事業推進等対策事業

ア 市町村長は、事業完了後、1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式6による報告書を都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を取りまとめ、別紙様式7による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超え

る補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

別 表

1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補助率
<p>県立児童厚生施設事業費</p>	<p>1 県立児童厚生施設事業費 (ネットワークづくり事業)</p> <p>1 都道府県当たり年額 6,474,000円</p> <p>(ただし、事業期間が6か月未満の県立児童厚生施設にあつては、3,237,000円)</p>	<p>県立児童厚生施設事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)</p>	<p>1 / 3</p>
<p>児童環境づくり推進機構事業費</p>	<p>2 児童環境づくり推進機構事業費</p> <p>(1) 都道府県当たり年額 11,600,000円 (2) 児童環境づくり推進機構事業実施要綱3(4)に掲げる事業については、厚生労働大臣が認めた額とする。</p>	<p>児童環境づくり推進機構事業に必要な経費</p>	<p>定 額</p>
<p>児童育成事業推進等対策事業費</p>	<p>3 児童育成事業推進等対策事業費</p> <p>(1) 都道府県、指定都市及び中核市に対し厚生労働大臣が認めた額 (2) 市区町村に対し厚生労働大臣が認めた額</p>	<p>児童育成事業推進等対策事業に必要な経費</p>	<p>定 額</p>
<p>健全育成推進事業費</p>	<p>4 健全育成推進事業費</p> <p>都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 3,000,000円</p>	<p>健全育成推進事業に必要な経費</p>	<p>1 / 3</p>
<p>市町村児童環境づくり基盤整備事業費</p>	<p>5 民間児童館活動事業費</p> <p>(1) 児童館 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)~(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施</p> <p>1か所当たり年額 1,831,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の小型児童館にあつては、1か所当たり915,000円とする)</p> <p>(2) 児童センター 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)~(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施</p> <p>1か所当たり年額 3,016,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあつては、1か所当たり1,508,000円とする)</p>	<p>民間児童館活動事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)</p>	<p>1 / 3</p>

市 町 村 児 童 環 境 づ く り 基 盤 整 備 事 業 費	6 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 1か所当たり年額 10,261,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあつては、1か所当たり5,130,000円とする)	児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要な経費
	7 地域組織活動育成事業費 1か所当たり年額 189,000円×組織数	地域組織活動育成事業に必要な経費
	8 児童ふれあい交流促進事業費 1市町村当たり年額 1,200,000円	児童ふれあい交流促進事業に必要な経費
	9 地域子育て支援拠点事業費 (1) ひろば型 ア 基本分 (ア)3～4日型 1か所当たり年額 3,556,000円×か所数 (イ) 5日型 1か所当たり年額 4,355,000円×か所数 (ウ)6～7日型 1か所当たり年額 5,154,000円×か所数 イ 加算分 (ア)出張ひろばの実施 1か所当たり年額 1,343,000円×か所数 (イ)地域の子育て力を高める取組の実施 1か所当たり年額 1事業実施の場合 448,000円×か所数 2事業実施の場合 597,000円×か所数 3事業実施の場合 747,000円×か所数 4事業実施の場合 896,000円×か所数 (2) センター型 ア 5日型 1か所当たり年額 7,413,000円×か所数 イ 6～7日型 1か所当たり年額 7,853,000円×か所数 ウ 経過措置分(小規模型指定施設) (ア)基本分 1か所当たり年額 2,576,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、1,288,000円) (イ)保健相談等加算分 1か所当たり年額 1,352,000円 (週3回程度実施する場合に加算。 ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、676,000円) (3) 児童館型 ア 基本分 1か所当たり年額 1,687,000円×か所数 イ 加算分 地域の子育て力を高める取組の実施 1か所当たり年額 448,000円×か所数	地域子育て支援拠点事業に必要な経費

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金調書

厚生労働省所管

厚生保険特別会計

児童手当勘定

(都道府県・指定都市・中核市・市町村名)

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 国庫補助金相当額	支出済額	うち 国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	
(項) 児童育成事業費											
(目) 児童育成事業費補助金											
(積算内訳)											
県立児童厚生施設事業費											
児童環境づくり推進機構事業費											
児童育成事業推進等対策事業費											
健全育成推進事業費											
市町村児童環境づくり基盤整備事業費											

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。

2 「予算現額」は、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増△減額等の区分を明記すること。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額総括表（別表 1）
- 3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表（別表 2）
- 4 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書（別表 3）
- 5 添付書類
当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額総括表

区 分	国庫補助基本額	要国庫補助額	備 考
	千円	千円	
県立児童厚生施設事業費			
児童環境づくり推進機構事業費			
児童育成事業推進等対策事業費			
健全育成推進事業費			
市町村児童環境づくり基盤整備事業費			
合 計			

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表

1 都道府県分

(1) 県立児童厚生施設事業費

都道府県名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 ((③と④を比較して少ない方の額) ⑤)	要国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	備考
	支出予定額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	

(2) 児童環境づくり推進機構事業費

都道府県名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 ((③と④を比較して少ない方の額) ⑤)	要国庫補助額 ⑥	備考
	支出予定額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円		

(3) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 ((③と④を比較して少ない方の額) ⑤)	要国庫補助額 ⑥	備考
	支出予定額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円		

(4) 健全育成推進事業費

都道府県名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 ((③と④を比較して少ない方の額) ⑤)	要国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	備考
	支出予定額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表

2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

指定都市名	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥	備考
	支出予定額 ①	寄付金その他の額 ②	収入額 ②	差引額 (①-②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	円	

(2) 健全育成推進事業費

指定都市名	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥	備考
	支出予定額 ①	寄付金その他の額 ②	収入額 ②	差引額 (①-②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	円	

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費

指定都市名	区分	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥	備考
		支出予定額 ①	寄付金その他の額 ②	収入額 ②	差引額 (①-②) = ③				
	民間児童館活動事業費	円	円	円	円	円	円	(1)小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 か所	
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費							(2)児童センター うち、事業実施期間6月未満 か所	
	地域組織活動育成事業費							か所	
	児童ふれあい交流促進事業費								
	地域子育て支援拠点事業							(1)ひろば 基本分 ・3~4日型 か所 ・5日型 か所 ・6~7日型 か所 加算分 ・出張ひろばの実施 か所 ・地域の子育て力を高める取組の実施 1事業実施 か所 2事業実施 か所 3事業実施 か所 4事業実施 か所 (2)センター型 ・5日型 か所 ・6~7日型 か所 ・経過措置分 基本分 か所 保健相談等加算分 か所 (3)児童館型 加算分 か所	
	合計	円	円	円	円	円	円		

別表3
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金事業計画書

1 都道府県分

(1) 県立児童厚生施設事業費

設 置 主 体	運 営 主 体	児 童 厚 生 施 設 名	事 業 月 数	備 考
			か月	

(2) 児童環境づくり推進機構事業費

① 事業実施主体の概要

法人の名称		設立年月日	
所在地		電話番号	
設置目的			
推進機構の名称			
組織の状況	① 組織図(運営協議会を含めたもの) ② 職員配置 名(うち常勤 名)		

② 推進機構事業の実施内容

区分	事業実施内容
1. 地域の子育て・子育て力を高める気運づくり	
2. 子育てや子育て支援に関するネットワークの充実強化	
3. 地域の子育て人材確保・養成に関する取組	
4. 子育て環境づくりに資する地域に実情に応じた取組	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(3) 児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(4)健全育成推進事業費

区 分	研 修 等 内 容	備 考
1. 地域組織連絡協議会助成事業 2. 地域子育て環境づくり支援事業 3. 児童ふれあい交流支援事業		

(注) 区分欄は、実施する事業に○をしてください。

2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(2) 健全育成推進事業費

区 分	研 修 等 内 容	備 考
1. 地域組織連絡協議会助成事業 2. 地域子育て環境づくり支援事業 3. 児童ふれあい交流支援事業		

(注) 区分欄は、実施する事業に○をしてください。

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費

ア 民間児童館活動事業費

a 児童館

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
合計	か所				アイウエ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
合計	か所				アイウエ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

イ 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

指定都市・中核市名	運 営 主 体	児 童 厚 生 施 設 名	事 業 月 数	備 考
			か月	
合 計	か所			

b 施設の概要

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 別	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)					備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート ステイ	トワイライト ステイ	その他の 事業	

(2) 児童館の概要

名 称	職 員 の 配 置				備 考
	社会福祉士	保育士	児童の遊び を指導する者	児童指導員	
	人	人	人	人	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開 設 時 間 数	児 童 数			備 考
			小学1 ~3年生	小学4 ~6年生	そ の 他	
	日	時間				

(4) 地域児童育成活動支援事業

事 業	実施の有無
相談事業	
啓発活動・福祉サービス利用の調整等	
地域住民による自主的活動の支援等	
関係機関等への連絡・協力	
地域行事との連携	
その他の事業	

(5) 児童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	
異年齢児との交流	
引きこもり・不登校等児童に対する支援	
思春期児童の養育の支援	
その他の事業	

- (注) 1 (3) の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。
 2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

ウ 地域組織活動育成事業費

実施市名	地域組織名	会員数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備考
		人		
合計	か所			

エ 児童ふれあい交流促進事業費

実施市名	運営主体	事業数	選択事業	実施場所 (選択事業「ア」について)
				児童館 か所 保育所 か所 保健センター か所 その他 か所
合計			ア: 事業 イ: 事業 ウ: 事業 エ: 事業 オ: 事業	児童館 か所 保健所 か所 保健センター か所 その他 か所

(注1) 事業数欄 : 実施する事業数を記入すること

(注2) 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業 → ア

中・高校生居場所づくり推進事業 → イ

絵本の読み聞かせ事業 → ウ

親と子の食事セミナー事業 → エ

巡回児童館事業 → オ

(注3) 実施場所欄 : 選択事業欄に「ア」を記入した場合は併せて、実施場所を記入すること

オ 地域子育て支援拠点事業 [別冊参照]

3 市町村分

(1) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費

ア 民間児童館活動事業費

a 児童館

設置主体 (市町村名)	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
小計		か所			アイウエ事業 事業 事業	
小計		か所			アイウエ事業 事業 事業	
合計 (市町村)		か所			アイウエ事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

設置主体 (市町村名)	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
小計		か所			アイウエ事業 事業 事業	
小計		か所			アイウエ事業 事業 事業	
合計 (市町村)		か所			アイウエ事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

イ 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	
小計		か所		
小計		か所		
合計		か所		

b 施設の概要

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 別	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)					備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート ステイ	トワイライト ステイ	その他の 事業	

(2) 児童館の概要

名 称	職 員 の 配 置				備 考
	社会福祉士	保育士	児童の遊び を指導する者	児童指導員	
	人	人	人	人	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開設時間数	児 童 数				備 考
			小学1 ~3年生	小学4 ~6年生	そ の 他	計	
	日	時間					

(4) 地域児童育成活動支援事業

事 業	実施の有無
相談事業	
啓発活動・福祉サービス利用の調整等	
地域住民による自主的活動の支援等	
関係機関等への連絡・協力	
地域行事との連携	
その他の事業	

(5) 児童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	
異年齢児との交流	
引きこもり・不登校等児童に対する支援	
思春期児童の養育の支援	
その他の事業	

- (注) 1 (3) の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。
 2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

ウ 地域組織活動育成事業費

市町村名	地域組織名	会員数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備考
		人		
小計	か所			
小計	か所			
小計	か所			
合計 (市町村)	か所			

エ 児童ふれあい交流促進事業費

市 町 村 名	運 営 主 体	事 業 数	選 択 事 業	実 施 場 所 (選択事業「ア」について)
				児童館 か所 保育所 か所 保健センター か所 その他 か所
				児童館 か所 保育所 か所 保健センター か所 その他 か所
				児童館 か所 保育所 か所 保健センター か所 その他 か所
合 計 (市 町 村)			ア: 事業 イ: 事業 ウ: 事業 エ: 事業 オ: 事業	児童館 か所 保育所 か所 保健センター か所 その他 か所

(注1) 事業数欄 : 実施する事業数を記入すること

(注2) 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業 → ア
 中・高校生居場所づくり推進事業 → イ
 絵本の読み聞かせ事業 → ウ
 親と子の食事セミナー事業 → エ
 巡回児童館事業 → オ

(注3) 実施場所欄 : 選択事業欄に「ア」を記入した場合は併せて、実施場所を記入すること

オ 地域子育て支援拠点事業 [別冊参照]

4 社会福祉法人等分

市町村児童環境づくり基盤整備事業費

民間児童館活動事業費

a 児童館

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計	か所					アイウエ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること
- ② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計	か所					アイウエ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること
- ② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の
交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて申
請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金
所要額調書（別表 1）
- 3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金
事業計画書（別表 2）
- 4 添付書類
当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金所要額調書

市町村名	事業種目名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額)⑤	要国庫補助額 ⑥	備 考
		支出予定額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差 引 額 (① - ②) = ③				
	児童育成事業推進等対策事業費	円	円	円	円	円	円	円

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金に係る事業計画書

児童育成事業推進等対策事業

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の
交付申請に関する進達について

標記について、管内市町村長から申請があったので、取りまとめて進達
する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金
市町村別所要額調書（別表）
- 3 市町村別補助金交付申請書

別表

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金所要額調書(児童育成事業推進等対策事業費)

都道府県名 _____

市町村名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 ⑥	備考
	実支出額 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 (① - ②) = ③ 円				
合計							

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長



平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の
実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金
収支精算額総括表（別表 1）
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金
収支精算額内訳表（別表 2）
- 3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金
に係る事業実施状況（別表 3）
- 4 添付書類
当該事業に関する歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金収支精算額総括表

区 分	要国庫補助額①	交付決定額②	受入額③	差引過△不足額 (③ - ①) ④	備 考
	千円	千円	千円	千円	
県立児童厚生施設事業費					
児童環境づくり推進機構事業費					
児童育成事業推進等対策事業費					
健全育成推進事業費					
市町村児童環境づくり基盤整備事業費					
合 計					

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金収支精算額内訳表

1 都道府県分

(1) 県立児童厚生施設事業費

都道府県名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	備考
	実支出額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	

(2) 児童環境づくり推進機構事業費

都道府県名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 ⑥	備考
	実支出額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円		

(3) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 ⑥	備考
	実支出額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円		

(4) 健全育成推進事業費

都道府県名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	要国庫補助額 ⑥ の内訳
	実支出額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	地域組織連絡協議会助成事業 円 地域子育て環境づくり支援事業 円 児童ふれあい交流支援事業 円

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額内訳表

2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

指定都市名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 ⑥	備考
	実支出額 ①	寄付金その他の 収入額	差引額 (②) = (①-②) ③				
	円	円	円	円	円	円	

(2) 健全育成推進事業費

指定都市名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	要国庫補助額 ⑥ の内訳
	実支出額 ①	寄付金その他の 収入額	差引額 (②) = (①-②) ③				
	円	円	円	円	円	円	⑥のうち、 地域組織連絡協議会助成事業 円 地域子育て環境づくり支援事業 円 児童ふれあい交流支援事業 円

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費

指定都市名	区分	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	備考
		実支出額 ①	寄付金その他の 収入額	差引額 (②) = (①-②) ③				
	民間児童館活動事業費	円	円	円	円	円	(1)小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 か所 (2)児童センター うち、事業実施期間6月未満 か所	
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費						うち、事業実施期間6月未満 か所	
	地域組織活動育成事業費						か所	
	児童ふれあい交流促進事業費							
	地域子育て支援拠点事業						(1)ひろば型 基本分 ・3～4日型 か所 ・5日型 か所 ・6～7日型 か所 加算分 ・出張ひろばの実施 か所 ・地域の子育て力を高める取組の実施 1事業実施 か所 2事業実施 か所 3事業実施 か所 4事業実施 か所 (2)センター型 ・5日型 か所 ・6～7日型 か所 ・経過措置分 基本分 か所 保健相談等加算分 か所 (3)児童館型 加算分 か所	
	合計	円	円	円	円	円	要国庫補助額 ⑥ の内訳 民間児童館活動事業費のうち、 小型児童館 円 児童センター 円 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 円 地域組織活動育成事業費 円 児童ふれあい交流促進事業費 円 地域子育て支援拠点事業のうち、 ひろば型 円 センター型 円 児童館型 円	

3 市町村分

(1) 市町村児童環境づくり基金整備事業費

市町村名	区分	対象経費				選定額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	都道府県補助額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額)⑧	要国庫補助額 (⑧×1/2)⑨	備考
		実支出額①	寄付金収入額②	その他の引額②)	(①-②)③				
〇〇市	民間児童館活動事業費								(1)小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 か所
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費								(2)児童センター うち、事業実施期間6月未満 か所
	地域組織活動育成事業費								うち、事業実施期間6月未満 か所
	児童ふれあい交流促進事業費								か所
	地域子育て支援拠点事業								(1)ひろば型 基本分 ・3～4日型 か所 ・5日型 か所 ・6～7日型 か所 加算分 ・出張ひろばの実施 か所 ・地域の子育て力を高める取組の実施 1事業実施 か所 2事業実施 か所 3事業実施 か所 4事業実施 か所 (2)センター型 ・5日型 か所 ・6～7日型 か所 ・経過措置分 基本分 か所 保健相談等加算分 か所 (3)児童館型 加算分 か所
計	円	円	円	円	円	円	円		
□□市	民間児童館活動事業費								(1)小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 か所
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費								(2)児童センター うち、事業実施期間6月未満 か所
	地域組織活動育成事業費								うち、事業実施期間6月未満 か所
	児童ふれあい交流促進事業費								か所
	地域子育て支援拠点事業								(1)ひろば型 基本分 ・3～4日型 か所 ・5日型 か所 ・6～7日型 か所 加算分 ・出張ひろばの実施 か所 ・地域の子育て力を高める取組の実施 1事業実施 か所 2事業実施 か所 3事業実施 か所 4事業実施 か所 (2)センター型 ・5日型 か所 ・6～7日型 か所 ・経過措置分 基本分 か所 保健相談等加算分 か所 (3)児童館型 加算分 か所
計	円	円	円	円	円	円	円		
計		円	円	円	円	円	円	要国庫補助額の内訳	
〇市△町□村								民間児童館活動事業費のうち、 小型児童館 円 児童センター 円 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 円 地域組織活動育成事業費 円 児童ふれあい交流促進事業費 円 地域子育て支援拠点事業のうち、 ひろば型 円 センター型 円 児童館型 円	

別表3
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金に係る事業実施状況

1 都道府県分

(1) 県立児童厚生施設事業費

設 置 主 体	運 営 主 体	児 童 厚 生 施 設 名	事 業 月 数	備 考
			か月	

(2)児童環境づくり推進機構事業費

①事業実施主体の概要

法人の名称		設立年月日	
所在地		電話番号	
設置目的			
推進機構の名称			
組織の状況	① 組織図(運営協議会を含めたもの) ② 職員配置 名(うち常勤 名)		

②推進機構事業の実施内容

区分	事業実施内容
1. 地域の子育て・子育て力を高める気運づくり	
2. 子育てや子育て支援に関するネットワークの充実強化	
3. 地域の子育て人材確保・養成に関する取組	
4. 子育て環境づくりに資する地域に実情に応じた取組	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(3) 児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(4)健全育成推進事業費

区 分	研 修 等 内 容	備 考
1. 地域組織連絡協議会助成事業 2. 地域子育て環境づくり支援事業 3. 児童ふれあい交流支援事業		

(注) 区分欄は、実施する事業に○をしてください。

2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(2) 健全育成推進事業費

区 分	研 修 等 内 容	備 考
1. 地域組織連絡協議会助成事業 2. 地域子育て環境づくり支援事業 3. 児童ふれあい交流支援事業		

(注) 区分欄は、実施する事業に○をしてください。

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費

ア 民間児童館活動事業費

a 児童館

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
合計	か所				アイウエ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
合計	か所				アイウエ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

イ 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	
合計	か所			

b 施設の概要

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 別	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)					備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート ステイ	トワイライト ステイ	その他の 事業	

(2) 児童館の概要

名 称	職 員 の 配 置				備 考
	社会福祉士	保育士	児童の遊び を指導する者	児童指導員	
	人	人	人	人	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開 設 時 間 数	児 童 数			備 考
			小学1 ~3年生	小学4 ~6年生	そ の 他	
	日	時間				

(4) 地域児童育成活動支援事業

事 業	実施の有無
相談事業	
啓発活動・福祉サービス利用の調整等	
地域住民による自主的活動の支援等	
関係機関等への連絡・協力	
地域行事との連携	
その他の事業	

(5) 児童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	
異年齢児との交流	
引きこもり・不登校等児童に対する支援	
思春期児童の養育の支援	
その他の事業	

- (注) 1 (3) の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。
 2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

ウ 地域組織活動育成事業費

実施市名	地域組織名	会員数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備考
		人		
合計	か所			

エ 児童ふれあい交流促進事業費

実施市名	運営主体	事業数	選択事業	実施場所 (選択事業「ア」について)
				児童館 か所 保育所 か所 保健センター か所 その他 か所
合計			ア: 事業 イ: 事業 ウ: 事業 エ: 事業 オ: 事業	児童館 か所 保健所 か所 保健センター か所 その他 か所

(注1) 事業数欄 : 実施する事業数を記入すること

(注2) 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業 → ア

中・高校生居場所づくり推進事業 → イ

絵本の読み聞かせ事業 → ウ

親と子の食事セミナー事業 → エ

巡回児童館事業 → オ

(注3) 実施場所欄 : 選択事業欄に「ア」を記入した場合は併せて、実施場所を記入すること

オ 地域子育て支援拠点事業 [別冊参照]

3 市町村分

(1) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費

ア 民間児童館活動事業費

a 児童館

設置主体 (市町村名)	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
小計		か所			アイウエ事業 事業 事業	
小計		か所			アイウエ事業 事業 事業	
合計 (市町村)		か所			アイウエ事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

設置主体 (市町村名)	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
小計		か所			アイウエ事業 事業 事業	
小計		か所			アイウエ事業 事業 事業	
合計 (市町村)		か所			アイウエ事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

イ 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	
小計		か所		
小計		か所		
合計		か所		

b 施設の概要

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 別	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)					備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート ステイ	トワイライト ステイ	その他の 事業	

(2) 児童館の概要

名 称	職 員 の 配 置				備 考
	社会福祉士	保育士	児童の遊び を指導する者	児童指導員	
	人	人	人	人	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開設時間数	児 童 数				備 考
			小学1 ~3年生	小学4 ~6年生	そ の 他	計	
	日	時間					

(4) 地域児童育成活動支援事業

事 業	実施の有無
相談事業	
啓発活動・福祉サービス利用の調整等	
地域住民による自主的活動の支援等	
関係機関等への連絡・協力	
地域行事との連携	
その他の事業	

(5) 児童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	
異年齢児との交流	
引きこもり・不登校等児童に対する支援	
思春期児童の養育の支援	
その他の事業	

- (注) 1 (3) の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。
 2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

ウ 地域組織活動育成事業費

市町村名	地域組織名	会員数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備考
		人		
小計	か所			
小計	か所			
小計	か所			
合計 (市町村)	か所			

エ 児童ふれあい交流促進事業費

市 町 村 名	運 営 主 体	事 業 数	選 択 事 業	実 施 場 所 (選択事業「ア」について)
				児童館 か所 保育所 か所 保健センター か所 その他 か所
				児童館 か所 保育所 か所 保健センター か所 その他 か所
				児童館 か所 保育所 か所 保健センター か所 その他 か所
合 計 (市 町 村)			ア: 事業 イ: 事業 ウ: 事業 エ: 事業 オ: 事業	児童館 か所 保育所 か所 保健センター か所 その他 か所

(注1) 事業数欄 : 実施する事業数を記入すること

(注2) 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業 → ア
 中・高校生居場所づくり推進事業 → イ
 絵本の読み聞かせ事業 → ウ
 親と子の食事セミナー事業 → エ
 巡回児童館事業 → オ

(注3) 実施場所欄 : 選択事業欄に「ア」を記入した場合は併せて、実施場所を記入すること

オ 地域子育て支援拠点事業 [別冊参照]

4 社会福祉法人等分

市町村児童環境づくり基盤整備事業費

民間児童館活動事業費

a 児童館

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計	か所					アイウエ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること
- ② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計	か所					アイウエ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること
- ② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

番 号
平成 年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

市 町 村 長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の
実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金
精算額調書（別表 1）
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金
に係る事業実績状況（別表 2）
- 3 添付書類
当該事業に関する歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金に係る事業実施状況

児童育成事業推進等対策事業

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の
実績報告に関する進達について

標記について、管内市町村長から事業実績報告書の提出があったので、
取りまとめて進達する。

- 1 国庫補助金精算額 金 円
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金
市町村別精算額調書（別表）
- 3 市町村別補助金事業実績報告書

「平成19年度児童環境づくり基盤整備事業
（児童育成事業推進等対策事業）の協議等
について」（案）

（別 冊）

【兒童委員・主任兒童委員關係】

事 務 連 絡
平成19年 3月 2日

都道府県
各指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について

民生委員・児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭等を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な民生委員・児童委員、主任児童委員には、これらの問題への適切な関わりが求められているところです。

標記につきましては、別添のとおり、当省において開催いたしました全国厚生労働関係部局長会議（平成19年1月16日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成19年2月23日）でご配慮をお願いしてきたところであります。民生委員・児童委員、主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であります。一部の自治体におかれましては個人情報保護に関する法律の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対しても情報提供に慎重となるあまり、児童、妊産婦、母子家庭等の実情を把握するために必要な情報が届かず、児童虐待防止等の活動に支障が生じている地域があるとの報告を受けております。

民生委員・児童委員、主任児童委員につきましては、民生委員法で守秘義務が規定されており、職務上を知りえた個人の身上に関する秘密は守られていることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

また、地域住民に対しても、民生委員・児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮をお願いいたします。

（5）児童委員及び主任児童委員について

ア. 児童虐待等への対応について

家庭や地域の子育て機能の低下や、近年、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど子どもや家庭等を取り巻く環境が複雑・多様化している中で地域の住民に最も身近な民生委員・児童委員、主任児童委員には、虐待防止の観点から、これらの問題への適切な関わりが求められている。

特に主任児童委員は、市町村の要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）に積極的に参画するとともに、児童相談所と常に連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されていることから、研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

また、平成19年度においては、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」（次世代育成支援対策交付金）を実施することとしており、本事業に民生委員・児童委員、主任児童委員が積極的に参画できるような環境の整備と、個々の主任児童委員等の意識啓発についても、ご配慮いただくようお願いしたい。

イ. 個人情報取り扱いについて

一部の地方自治体においては、個人情報保護法の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対しても、情報提供に慎重となるあまり、必要な情報が届かず、児童虐待防止等の活動に支障が生じている地域があるとの報告を受けている。もとより、民生委員・児童委員、主任児童委員については、地域に密着して相談にのるものとして、民生委員法に守秘義務が規定されていることから、各地方自治体におかれては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動が図られるよう必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いしたい。

また、地域住民に対しても、民生委員・児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮願いたい。

ウ. 一斉改選について

平成19年12月1日には、3年ごとの民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選が行われる。については改選に際して、児童福祉に理解と熱意があり、かつ、地域の実情に精通した方を選任していただくよう特段のご配慮をお願いしたい。

8. 児童委員及び主任児童委員について

(1) 児童虐待等への対応について

近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭等を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な民生委員・児童委員、主任児童委員には、これらの問題への適切な関わりが求められている。

こうした中、児童虐待の防止に大きな役割を果たすことが期待されている市町村の要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）についても、民生委員・児童委員、主任児童委員が積極的に参画するとともに、児童相談所と常に連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握するため、研修などの様々な機会を通じた取組を図っていただきたい。

また、平成19年度予算（案）においては、児童虐待の早期発見・早期対応の観点から、生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」（次世代育成支援対策交付金）を実施することとしているが、「児童委員の活動要領の改正について」（平成16年11月8日付雇児発第1108001号）の別添においても、妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言のほか、児童虐待への取組として子育てに関する相談に応じていることから、本事業における民生委員・児童委員、主任児童委員の積極的な活用をお願いしたい。

(2) 個人情報の取り扱いについて

民生委員・児童委員、主任児童委員については、民生委員法第15条に職務を遂行するに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守るということが規定されているところである。

しかしながら、一部の地方自治体においては、個人情報の保護に関する法律の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対しても、情報提供に慎重となるあまり、必要な情報が届かず、児童虐待防止等の活動に支障が生じている地域があるとの報告を受けている。

こうしたことから、各地方自治体におかれては、地域における民生委員・児童委員、主任児童委員活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供にご配慮願うとともに、地域住民に対しても、制度の正しい理解が得られるよう格別のご配慮をお願いしたい。

あわせて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対する活動に必要な情報の提供について、別途、通知することとしている。

(3) 一斉改選について

平成19年12月1日には、3年ごとの民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選が行われる。については改選に際して、児童福祉に理解と熱意があり、かつ、地域の実情に精通した方を選任していただくよう特段のご配慮をお願いしたい。